

令和元年6月19日開会

令和元年6月20日閉会

令和元年

第2回定例会会議録  
(第1日目)

小豆島町議会

# 令和元年第2回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第55号

令和元年第2回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月12日

小豆島町長 松本 篤

## 記

- 期 日 令和元年6月19日（水）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 令和元年6月19日（水曜日）午前 9時28分

閉 会 令和元年6月20日（木曜日）午前 9時36分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	6月19日	6月20日
1	藤本傳夫	○	○
2	三木卓	○	○
3	大下淳	○	○
4	森弘章	○	○
5	藤井孝博	○	○
6	中松和彦	○	○
7	大川新也	○	○
8	柴田初子	○	○
9	森崇	○	○
10	森口久士	○	○
11	安井信之	○	○
12	鍋谷真由美	○	○
13	浜口勇	○	○
14	谷康男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ け り 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川 宿 田 光 憲	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	山 本 重 敏	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○
人 権 対 策 課 主 幹	黒 崎 邦 光	○	×
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀

書記 立 住 貴 彦

議事日程

別紙のとおり

令和元年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月19日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について  
(町の債権の支払請求に係る裁判上の和解について) (町長提出)
- 第5 報告第4号 平成30年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
(町長提出)
- 第6 議案第49号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第50号 小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
について (町長提出)
- 第8 議案第51号 内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第9 議案第52号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その7)に係る工事請負  
契約の変更について (町長提出)
- 第10 議案第53号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第11 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願

令和元年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月20日（木）午前9時30分開議

- 第1 請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 請願第1号に対する討論及び採決
- 第3 議員派遣について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語は慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集をくださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る6月12日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では令和元年度一般会計補正予算の審議のほか、専決処分の報告1件、繰越計算書の報告1件、条例案件2件、契約案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、2月26日以降6月11日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります、会議規則第125条の規定により、4番森弘章議員、5番藤井孝博議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります、配付しております日程表のとおり、本会議は本日と明日とし、会期は2日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断りをします。

議会報告作成のため、事務職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承ください。4番森弘章議員。

○4番（森 弘章君） 私は、観光立町と言われて久しい小豆島、これからのビジョン、取り組みはと題してお伺いをいたします。

初めに、今日ある観光小豆島の端緒を開いたのは、言うまでもなく昭和29年の映画、二十四の瞳であります、当時の島への観光入り込み客は、記録によりますと推定数26万人となっており、その後の企業、団体また行政とも、その時代のニーズに沿った努力により、島めぐり観光、平和の群像、寒霞溪ロープウエーの開業等、順調に推移、38年には入り込み客は63万人を数え、島の一大観光ブームを招きました。その後、昭和40年代になると日本の高度成長期と相まって、島では福田港、フェリーの就航、有料道路ブルーライン、岡山新幹線開通と島への観光開発は進み、昭和48年には過去最高の年間観光入り込み客は154万人を数えるに至ったが、しかしその後は客の観光ニーズの変化、団体から

個人等旅行形態の変化、また激甚災害、閉鎖へと追いやられた観光施設等マイナス要因も重なり客は 113 万人にまで減少したが、昭和 59 年、オリーブ王国を皮切りに再映画化による二十四の瞳映画村、マルキン記念館、また翌年にはオリーブ公園、ふるさと村等、先人から引き継いだ観光資源を官民一体となったまちおこし事業で減少はしたものの、昭和、平成と年間 100 万人の大台は維持しています。

しかしながら、今日の過疎、高齢化社会においては今後の保障もなく、施政方針にもあった第 1、第 2、第 3 次産業も含めての観光資源の維持管理、継続には難題が多く早急の対策が急がれる中、昨今の人気メニュー、オリーブを初めとする島ブランド産品、また瀬戸芸、サイクリング、民泊等、これはほんの一例であります、これらを含めての新たな観光資源としての今後の町の投資、開発等、観光立町としての取り組み、ビジョンがあるのかお伺いをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森弘章議員から、観光立町としての今後の取り組み、ビジョンについてご質問をいただきました。

小豆島にとって観光産業は極めて重要な産業であると認識しており、平成 29 年 4 月に策定いたしました商工業振興計画におきましても 6 つの柱の一つに据え、観光国際化の将来ビジョンを定めております。

本ビジョンでは、森議員のご質問にもありましたように、まずは小豆島の地域資源である自然、環境、景観、文化、伝統、平和などの魅力を磨いて国内外に発信していくこととしております。また、体験や学びの知的観光を重視するとともに、観光を親しみ、訪れる方の心が豊かになる観光を目指し、具体的には人のぬくもりが詰まったおもてなし等を充実していくこととしております。

一方、日本の総人口が減少していく中にあることは、国内観光を基盤としつつも、今後は国際観光にも力を注ぐ必要があると考えております。政府においても、明日の日本を支える観光ビジョンの中で、訪日外国人旅行者を主眼とした観光戦略を定めており、本町におきましても、国内観光に加えて国際観光にも重点を置いた取り組みが必要であると認識しております。具体的には、観光庁が作成している観光ビジョン実現プログラム 2018 を参考にし、寒霞渓を初めとした瀬戸内海国立公園のブランド化、文化財を観光資源とした活用、古民家等を生かした民泊や食事どころの整備、クルーズ船のさらなる受け入れの拡充等を推進していきたいと考えております。

幸いなことに、瀬戸内国際芸術祭の春会期では、来場者数が前回に比べて 1.6 倍になる

など大きくにぎわっており、島内各所で心のこもったお接待が行われております。さらに、5月20日には瀬戸内備讃諸島の石の文化が日本遺産に認定されるなど、小豆島の観光の発展に向けて明るい兆しが出てきております。

最後に、これからの観光は、モノ消費からコト消費に移行していくと言われており、文化的体験に価値を見出す観光客が増加していくと予想されておりますので、冒頭でも申し上げましたが、体験や学びを重視した知的観光の取り組みを推進したいと考えております。

なお、現在の観光状況や観光の発展に向けた具体的な取り組みにつきましては、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうからは、現在の観光客の状況及び誘客の取り組みにつきましてご説明申し上げます。

まず、観光客の状況についてでございますが、平成30年7月豪雨の影響や、昨年から今年にかけて高松市内においてホテルの開業が相次ぎ、客室1,000室以上が増加し競争が激化する中、小豆島観光協会のデータになりますが、直近の平成30年では観光客数が約106万6,000人で、対前年比では97.5%という結果になっております。

次に、誘客の取り組みについてでございますが、アートの活用や増えつつあるサイクリストに対するインフラ整備、訪日外国人旅行者、インバウンドに対する受け入れ態勢の拡充、島内での滞留時間延長のための魅力づくりに向けた関係団体との検討、特にSNSの普及によるフェイスブックやインスタグラムなどを活用した情報発信は、単に観光施設に限らず、産業や文化、食なども含んだ小豆島の魅力ある素材を発信することでもあり、必要不可欠な取り組みであります。

また、町のホームページにつきましても、今年度リニューアルいたします。町民には、小豆島に対する愛着をより深めてもらうとともに、島外の人への認知度を向上させ、観光、定住、関係、情報交流人口の増加につなげる一つ的手段として捉えることをリニューアルの基本指針としておりますが、観光情報につきましてはオリーブステーションとして独立して運用することとしております。小豆島と検索いたしますと本町のホームページが上位に表示されますことから、小豆島のトップセールスマンとしての自覚を持ちながら、その機能を果たすよう取り組んでまいります。

同時に、既存の観光施設における情報発信力の強化はもとより、交流人口の増加、経済効果の向上につなげるためにも、大型クルーズ客船を初めとした国内旅行観光客へ向けた誘客活動も念頭に置き訪日外国人旅行者の動向を見ながら、観光施設ごとの滞在時間が延

びる工夫と各施設をつなげる周遊ルートの開発に向けて関係団体と協議検討してまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、瀬戸内国際芸術祭と日本遺産を中心に、これからの国際観光の取り組みにつきましてご答弁させていただきます。

まず、4月26日に開幕した瀬戸芸春会期の来場者数につきましては、31日間で5万6,000人を超え、前回の3万5,000人から大きく増加しております。瀬戸芸につきましては、観光庁あるいは文化庁が推進する地域文化を生かした国際観光をまさに具現化したものでありまして、大きな成功例であると考えております。今後におきましても、町の重要な観光戦略として捉え、多言語による情報発信やWi-Fi等の環境整備、お接待等の充実を積極的に推進していく所存であります。さらに、瀬戸芸のコンセプトでもございますが、地域の歴史、文化、伝統、産業等の魅力を底上げするような作品展開を県実行委員会に対して引き続き提案していきたいと考えております。

また、日本遺産の取り組みにつきましては、さきの全員協議会でも申し上げたとおりでございますが、2市2町が一体となった情報発信を初め、日本遺産ガイドの養成、シンポジウムの開催等による普及啓発、新たな旅行商品の開発に向けた調査研究事業等を進め、少し時間をかけて一步一步着実に取り組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） 今後の取り組みについていろいろ参考になりましたが、これも一つ一例でございますが、銘打っての世界一の土渕海峡とか、一辺の砂州のエンジェルロードにオリーブブランドのオリーブ牛、オリーブハマチなど、ネーミング一つで大化けするスマホ情報化時代の昨今でございます。

つい先日の日本遺産、石の島認定との紙面で踊る中、島にあるなれ親しんだ自然、景観、土着産物などは、今後における隠れた観光資源としてこれからの令和観光立町への何か指針になるかと思えるのだが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 森議員のほうから、島にあるなれ親しんだ自然や風景が、見せ方によってはそれが観光資源になるのではないかと、そしてこれからの令和の時代における観光立町としての指針になるのではないかとのご提言をいただきました。

県内でも、三豊市にあります父母ヶ浜は、インスタ映えする絶景ポイントとして最近特

に注目を集めておりまして、国内外から観光客が大勢訪れる観光地となっております。また、小豆島におきましても美しい景色の中、ほうきで空を飛んでいるかのような写真を撮ることができるオリーブ公園であったり、寒霞溪ロープウエー、二十四の瞳映画村など、ほとんどの観光地でSNSを使った情報発信が行われております。

地域に眠る何げない素材が、見せ方次第で観光客が大勢訪れる観光資源に変化することがございます。小豆島に訪れた観光客がSNSや動画で発信することによりまして、それを見た人が小豆島に行きたいと思ひ、そして実際に小豆島を訪れ、さらには小豆島の新しい魅力や場所を見つけるといった好循環の仕組みができるように関係団体とも今後協議検討を重ねてまいりたいと思ひますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で答弁を終わります。

○4番（森 弘章君） ありがとうございます。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 次、5番藤井孝博議員。

○5番（藤井孝博君） 私からは、商工業活性化のために重要な役割である行政と町商工会の連携について質問をいたします。

私は、未来へつなぐ元気なまちづくりのためには、町内の商工業者の活性化が大変重要な課題と考えております。近年の中小零細企業は、地方経済の不安材料などを抱えながら厳しい局面で事業展開をしており、現に町内でも倒産や廃業など厳しい声が聞こえております。また、今後の景況動向を考えた場合、国内外の諸問題や予測される消費税引き上げに伴う消費の落ち込みなど先行き不透明感があり、各事業者においては一層の環境整備など経営改革が求められていると思ひます。

そこで今、この厳しい変革のときに各事業者から必要とされる経営支援機関こそが商工会であり、連携して政策活動をする行政ではないでしょうか。しかし、現状の当商工会は、いろいろな委託事業やイベント対応に追われ、本来の主たる業務である経営支援指導や巡回、窓口相談など、町内各事業所が求める支援活動が十分に行われていないのが現状ではないでしょうか。今こそ組織体制などの見直しを図り、信頼され、存在感のある商工会を構築すべきである。

一方、行政は、商工業者の活性化に向け商工会と連携を密にし、情報提供などの支援活動の役割を担っていると思ひます。平成28年7月には、行政主導のもと休眠状態であった小豆島町商工業振興審議会を立ち上げ、各種団体、事業者の方々と何度も意見交換を図り、平成29年4月には小豆島町商工業振興計画を策定しております。その計画書には、

商工会と行政、また町内各種機関と連携し、商工業の活性化に向け推進するとあります。また、全国の商工連合会などからも、商工会を通して行政にも小規模企業振興に関する条例の制定などを問われております。現に土庄町では、平成 29 年に土庄町中小企業振興基本条例を制定していると同っております。施策を立案する行政と、その施策を商工業者へ届ける役割を担う商工会、両者が連携して活動することが商工業活性化には大変重要であると思っております。

そこで質問ですが、町内商工業者活性化のために行政と商工会の連携した活動が一層求められる今日、行政と商工会が支援機関の役割として情報共有を目的とした定例会の開催など、また町内各事業所への情報提供など、連携して商工業者活性化のために継続した活動が行われているのかお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤井議員から、商工会の体制整備と商工会活動の活性化に向けた行政の支援活動についてご質問をいただきました。

小豆島町商工会につきましては、平成 29 年度に事務局長の就任、また若手経営指導員の新規採用など、徐々にではございますが体制が整ってきたように感じております。先行きの不透明な情勢の中、町の商工業振興の中心を担い、小規模事業者に対して十分な経営指導や経営相談ができる体制づくりに向けて、町として適切なアドバイスを行ってまいりたいと考えております。

ご質問の中にごございました商工会との情報共有につきましては、町では本年 4 月以降、月に平均いたしますと 2 回以上商工会と協議の場を持っていると聞いております。今後、藤井議員のご指摘の小豆島ブランドの確立に向けた検討会や、小規模事業者支援法の改正に伴う事業の実施など、町と商工会が連携して取り組む案件もございますので、さらに情報共有を密にしていまいります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうから商工会との連携につきましてご説明させていただきます。

まず、地域振興アドバイザーによる企業訪問についてでございますが、平成 23 年度から太田泰弘氏を地域振興アドバイザーとして委嘱し、町内事業者の現状と課題把握を目的に年間約 15 件程度の企業訪問を実施してございます。今年度の企業訪問につきましては、新しい産業づくり条例に基づいて起業家支援を行った事業所を中心に実施する予定でござ

いますので、企業訪問の際には商工会経営指導員も同行させて、事業者との関係構築につなげてまいりたいと考えております。

また、小豆島ブランドの確立に向けた取り組みにつきましても、町長も所信表明で申し述べておりますとおり、町と商工会、食品製造事業者等を中心とした正式な検討会の設置に向けて現在調整中でございますが、商工会にはその事務局として中核を担っていただきたいと考えております。

続いて、小規模事業者支援法につきましては、先月 29 日の参議院本会議におきまして改正案が可決され、成立しております。主な変更点としましては、商工会が単独で計画を作成しておりました経営発達支援計画を、今後は関係市町村と共同で計画を作成し、申請することとなっておりますので、次回計画作成の際には町としても積極的にかかわってまいります。

最後になりますが、今後も町と商工会が連携をとりながら地元商工業の振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5 番（藤井孝博君） ぜひとも商工会との定期的な意見交換を図り、商工業者の活性化へ向けて活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わりでございますが、一言お願ひします。

先月末に日本銀行高松支店が、香川県下できらり輝く中小企業は小豆島町にあるという情報を得て、正木高松支店長みずから来社いたしました。当社の経営陣と意見交換を図るとともに新工場の見学なども行い、実態把握をしてお帰りになりました。

この厳しい景気の中でも、町内には努力して県下で選ばれるすばらしい企業が存在しております。行政、商工会また産業界にとっても大変明るい話でございますので、今後の活動源としていただきたいと思ひて報告します。終わります。

---

○議長（谷 康男君） 11 番安井信之議員。

○1 1 番（安井信之君） 私は、施策と条例の整合性の確認について町長に伺いたひと思ひます。

各課の施策と条例の整合性について疑問視する案件があります。それは、奨学金制度において人権対策課と教育委員会、健康づくり福祉課で見ることができます。人権対策課の奨学金では、県の施策を受け継いだ制度となつていて、我が町が抱える人権対策と異なつ

た状態にあると考えます。それというのは、我が町の他の奨学金制度が特化した制度であると考えますが、人権対策課の制度は町の奨学金への併用ができないため、取り残された状態にあると考えます。部落差別問題を重視する我が町として、改正すべき条例と考えます。

今挙げたことは一例であります、町の施策と条例の整合性をどのように管理しているのか伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、町の施策と条例の整合性はどのように管理、確認をしているかとのご質問をいただきました。

ご承知のとおり私たち職員は、地方公務員法に規定されておりますとおり職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等に従う義務が課せられております。現在本町では、人が集い、元気な町を目指して各種施策に取り組んでいるところでございますが、いずれも先ほど申し上げましたように、法令、条例、規則等に基づき事業を実施しており、事業の立案から実施に至る工程そのものが施策と条例の整合性の管理、確認であり、言うまでもなく職員は常々施策の根幹となる条例等の目的をしっかりと理解した上で事業の実施に当たっているものと認識しているところでございます。

また、施策と条例の整合性が当然のこととはいえ、安井議員ご質問のとおり時代の変化や経過とともに制度の内容が現状と異なっているケースもございますことから、各種施策における効果の検証は適宜行い、現状と合致していない、あるいは改善の余地がある条例等については、必要に応じて見直しを行い、よりよい行政サービスの提供につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご質問の一例に関する制度等の詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 人権対策課主幹。

○人権対策課主幹（黒崎邦光君） それでは、私から人権対策課の制度等詳細についてご説明いたします。

人権対策課の所管事業に、対象地区に居住する住民で専修学校等のうち就職または就業に直接必要な能力を育成することを目的とする施設に入校し、在学している者のうち、経済的な理由により就学が困難な者に対して助成を行う小豆島町専修学校等奨学資金助成事業がございします。これは、本町では教育、就労面では依然として課題が残っているとの認識で、地域改善対策特定事業の一環として県が行ってございました専修学校等奨学資金の助

成事業を引き続き町単独の助成事業として実施しているものでございます。この事業は、対象基準として、他の制度による修学資金の給付または貸与を受けていない者であることと規定されております。つまり、この専修学校等奨学資金を利用されると、学校教育課所管の奨学資金の利用ができなくなります。小豆島町奨学資金貸付条例及び小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例とも、このような規定はございません。小豆島町人権を擁護する条例の第3条に、町の施策として差別をなくし、人権を擁護するために必要な教育など、住民福祉の増進に関する施策を推進すると規定されています。

先ほど町長が申し上げましたとおり改善の余地がある条例等につきましては、町の施策に基づいた整合性が保たれる制度となるよう見直してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 一体どういうふうに変えていくのかを具体的なことが出てこなかったものですから、その辺はどういうふうに変えていこうとしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 人権対策課主幹。

○人権対策課主幹（黒崎邦光君） 町のほかの要綱等と人権対策課、例えば教育委員会の先ほど申し上げました条例と併用できるような形をとっていきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 一つの課で見直しをやっていくいうんは、ちょっと難しいところがあると思います。

今、小豆島町は、部制度というのをやっております。その部いうんは、その中にいろいろな課を含みます。その上層部の部分で、ある程度管理していく必要性があるのかなと思いますが、その辺の状況は今はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） 現在、部制をしいておりまして、それぞれの部の所管は定めております。もちろん決裁事項でありますとかそういったのは、その部長を通して決裁あるいは相談事項を協議しております。ただ、各課の横の連携というのは大変重要視しておりますので、課長会等を通じましてそういった問題提起をしたり協議をする場にしておりますが、今、安井議員から言われたような奨学金制度等につきましては、今後とも十分横の連携を図りながら対応していきたいと思っております。

部制の問題という機構的な問題もありますが、今後そういった横の連携を機構改革の中

でも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 横の連携と言いますが、単に一つの課だったら、その課の問題点というのはなかなかわかってこの部分があると思います。だから、その問題点も部の会議などで言うてもなかなか出てこないというふうに思います。その中で、部制度をやりますから、総務課だったら総務部というふうな形で、その中である程度全体の政策を考える中での部署というかそれがなかったら、なかなか横の連携をやっても問題点が会に上がってこないのかなと思いますが、その辺はそれで行けると思っっているのかお伺いをします。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） ご指摘のような点が現実にあったということは、奨学金のこの例を見てもありましたので、こういった形で今後より連携を図るというのは、現在組織改編も含めて行政改革のほうを進めておりますので、十分今までフォローできなかった部分というのは、こういった体制でいくのかは今後協議をして、また議会とも組織改編を通じてご相談させていただきたいと思いますが、日々の業務に当たりましては、個別の相談は私のほうでも受け付けておりますし、政策的なことは統括監のほうでも把握するよう努めておりますが、より一層の課とのコミュニケーションを図っていきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） いうたら一つの課だけでは把握できないというふうな部分で、縦割りの行政の問題点が出てきとる部分かなと思いますんで、その辺住民サービスに当たりますんで、その辺はよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。

---

○議長（谷 康男君） 次、9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは、4問質問いたします。

最初に、交通安全、通勤ラッシュ時の対応についてでございます。

小豆島国道436号線の改善が進められ、交通の流れはよくなっています。しかし、押しボタン式など信号の増設を考える必要もあると思います。通常の流れは悪くないのですが、朝のラッシュ時、山側の町道から国道に出るとき、困っている実態があります。西村、水木あたりから草壁港信号、ザグザグ付近の改善も進んでないと思います。

また、信号の少ない道路は、どうしても車が優先しています。交通事故や違反が全国ワースト上位、今10万人当たり4位と言われて、久しく交通安全の呼びかけが強化されました。老人会の参加もよいと思いますが、地域性だから仕方がないという捉え方だと思

ます。

警察も違反した人を捕まえるだけじゃなく、違反者ゼロが目的のはずです。今は3差路などで隠れているとしか思いません。警察官がすぐとめずに追いかけてきて罰金となったと本人は驚いていました。警察は、信号の下など、もっと見える場所に立つべきだと、そのほうがよいと思います。

また、子供たちの通学と通勤ラッシュが重なりますが、見守り隊のボランティアの朝の挨拶なども本当によいと思います。この活動の実態も知りたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員から、交通安全対策についてのご質問がございました。

まず、昨日でございますが、既に報道等でご承知かと存じますが、三都地区において死亡された方が発見され、付近に自転車が発見されておることから、現在交通事故による死亡であるかどうか調査中であるとお聞きをしておるところでございます。

さて、議員からのご質問をいただいております国道436号につきましては、道路改良工事が進んでおり、県により歩道を確保する事業を毎年行っていただいております。また、朝の通勤時には、車の渋滞により、町道から国道に出る車や歩行者の横断ができにくい場所もあると認識をしております。最近のマスコミ報道にも見られます高齢者ドライバーによる危険運転やあおり運転などにより予想だにしない事故が頻発しており、個々のモラルが社会問題になっております。小豆島町においても例外ではございません。今後についても、町内の関係機関や団体との連携を強固にし、交通安全の啓発に努めてまいりますので、一層のご協力をお願いいたします。

なお、草壁港の交差点改良を含む道路状況と交通安全の活動内容等につきましては、それぞれ担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、1点目のご質問でございます信号機の設置に関しましてお答えをいたします。

信号機の設置につきましては、警察庁の制定した信号機設置の指針に基づき、香川県公安委員会を選定して設置を決定しております。その目的は、交通の安全と円滑を図ることとしており、設置する場合は事前に交通量や交通事故の発生状況、交差点の形状などを調査、分析して、ほかの対策により代替が可能かどうかを考慮した上での必要性の高い場所を選定するものとなっております。

設置に関する主な条件としては、赤信号で停止している自動車の横を対向車が安全にす

れ違うことができる幅員があること。これは、国道に接道する町道の幅員が十分に確保できることが必要となります。歩行者の横断待ちのスペースがあること。1時間当たりの往復交通量が原則300台以上であること。隣接する信号機の距離が原則として150メートル以上離れていること。これは、信号機同士の見間違いや見落としの原因になることや、交通渋滞の原因が考えられます。信号機が見やすい場所に設置できることなどが条件となります。

いずれにしましても、香川県公安委員会が決定することでありますので、信号機の設置の要望がありましたら、道路管理者及び警察と協議を行ってまいりたいと思っております。

次に、草壁港交差点改良について説明いたします。

この交差点の区間につきましては、交差点の線形が悪く、歩道も狭く、バスレーンがないなど安全性に問題があるため、県が平成23年度から測量調査に着手し、詳細設計を行い、平成27年度から用地交渉を行っております。区間につきましては、西は三木宅前から東は本堂川までの340メートル区間を計画しているもので、既に除却した場所もあり、用地交渉は順調に進んでおると聞いております。令和元年度につきましては、用地買収が完了し、工事が発注できる区間から工事着手する予定と聞いております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 私のほうからは、2点目のご質問、交通取り締まりに関してお答えをいたします。

基本的に交通取り締まりは、車両の誘導や停止等安全面の確保が必要なことから、多くの場合道路脇で行っております。このため、前方を注視しているドライバーには見えにくい場合があります、隠れているといった印象を与えることもありますが、警察官として隠れて行っているわけではございません。交通規制を守ることは、交通の安全と円滑を図るため不可欠なものでございまして、警察官の指導や取り締まりの有無にかかわらず、運転する方がみずから遵守することが大切であり、社会人の責任であると考えております。

次に、3点目の見守り隊、この活動についてご説明いたします。

町内の交差点における立哨活動は、主に地域安全推進委員、地域交通安全推進委員、交通指導員、この3つによって行われております。地域安全推進委員及び地域交通安全推進委員は、小豆警察署が所管しておりまして、交通指導員は小豆島町が委嘱しております。

活動内容は、基本的に平日の朝の通勤、通学時間帯のおおむね午前7時半から8時半まで行っております。地域安全推進委員は防犯を目的に、地域交通安全推進委員及び交通指

導員は交通安全を目的として活動しておりますが、児童の見守り活動をされている方は、地域の老人クラブに所属しながら高齢者交通指導員や交通安全協会など複数の団体に所属しておられます。この方たちは、啓発意識が特に高いことから、朝の時間帯に限らず、夕方時間帯や学校の長期休暇中の登校日など多岐にわたって活動いただいております。

小豆島町の立哨活動は、県下でもトップに評価されてございまして、ドライバーの安全運転意識を高める効果が交通事故の抑止につながっていると小豆警察署から称賛をいただいております。今後につきましても、各種関係機関のご協力を得ながら安心・安全な町を目指し、啓発活動に取り組んでまいります。議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 隠れていないのでしたら、問題はないと思います。

さっき言いましたけど、みんな困ったとかそのときに、ここを何とかせないかんって必要を感じたときにどこに言ったらいいんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 例えば、道路の部分についての構造的な問題とか、例えば規制の話とか、そういった部分につきましては建設課のほうにお声をかけていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 交通安全、これの地域でカーブミラーが必要だという場合とか、川沿いの落下防止で車がここから落ちる危険性があるという場合は住民課のほうにご相談をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 150メートル以上の距離を言ったんですけど、それは信号機から随分離れたところにもあると思うんで、それ以外のとこって可能性があるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 信号機につきましては、先ほど申しましたように香川県の公安委員会を選定、決定するということになっております。150メートルというのも、あくまで原則というふうにしてなっております。ほかの要件が、先ほど説明しました要件、これを踏まえた上での設置となりますので、具体的に議員ご意見あられるとこの場所を言っただいて、先ほど説明しましたとおり道路管理者、それと警察、それと協議を行っていきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 次に入りたいと思います。

2番目が、台風などの早目の避難についてでございます。

南海トラフ地震が必ず起こると言われていますが、もし起こると和歌山県が5分で津波が来る、高知県は15分、瀬戸内海は1時間以上と言われております。平成は、台風、津波、地震など災害が多かったと言われておりますが、自然災害との戦いは避けられません。地域の助け合いこそ必要だというふうに思います。避難場所も決められておりますが、各地域が台風時にどんな対応をしているかお聞きします。

自主防災組織の方の講演会を繰り返して行く必要があると思っております。組織率はいつ聞いても100%なんですと言われてますが、細かい指導ができてないというふうに思います。地域の避難訓練も少ないと思います。町全体の避難訓練はセレモニー的であって、地域の小さな地区の訓練こそ大事ですが、ここが非常に弱いというふうに思います。

国が早目の避難の呼びかけをしていますが、これが私は抽象的過ぎると思っております。最近ではテレビなどで台風がどっから通って何時ごろ通ると、かなり正確にわかるのですから、日が照っているときを早目の避難と捉えるべきだと思っております。昨年9月15日の新聞には、暗くなる前に避難することがポイントとあり、先月5月27日の朝日新聞には、警戒レベルをわかりやすくする記載がされておりました。

また、この小豆島町のひとり暮らしのお年寄りの方の避難実態、どのようにされているかお聞きしたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森崇議員からのご質問にお答えをいたします。

議員が言われましたように阪神・淡路大震災や東日本大震災など、甚大な被害をもたらした地震災害を初め、毎年のように発生する台風豪雨災害や洪水災害など、平成は災害の時代だったとあらわされており、また一方で令和の昨日におきましても新潟県で震度6強の地震が発生をいたしました。本町においても、昨年は水防本部を5回設置し、風水害に備えておりましたが、幸いにも大きな被害はございませんでした。

一方で、今後30年で70%から80%の確率で発生が予想されております南海トラフ地震への防災・減災対策の強化は、施政方針でも申し上げましたように喫緊の最重要課題と位置づけ、取り組んでまいります。

そのような中で、先月15日に小豆島町防災会議を開催いたしまして、町の防災大綱である小豆島町地域防災計画の見直しを行うとともに、さらなる自助、共助、公助の連携強

化を確認したところでございます。

また、昨年 12 月から今週にかけて、担当課において町内全地区を回らせていただき、避難場所の見直しや防災体制の取り組み等、防災に関する協議の場を持たせていただきました。その際、いずれの地区も災害への大きな危機感と防災への高い意識をお持ちになっているとの報告を受けておるところでございます。

また、議員お住まいの地区では、議員みずからが先頭に立ち、毎年避難訓練を実施されているとお聞きいたしております。議員がおっしゃるとおり、災害時はこうした地域での早目の避難活動が最も重要なことの一つであることは十分認識しており、本町といたしましても、地域における防災力の向上を目指してさまざまな支援に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それではまず、ご質問の各地区の台風時の対応でございますけれども、大雨、暴風などの警報の発令に伴いまして、各自治会が管理する自治会館などを避難場所として自主的に開設いただきまして、地域住民の避難場所の管理、運営を行っていただいておりますほか、陸閘や水門の閉鎖作業にもご協力をいただいておりますところでございます。また、風雨が激しくなった折には、地元の消防団や自主防災組織が地元危険箇所等のパトロールを行い、必要があれば障害物の撤去や土のう積み等を行っております。

また、ひとり暮らしのお年寄りの避難の実態でございますが、お年寄りのみならず障害をお持ちの方など、いわゆる災害時の要配慮者につきましては各地区ごとに要配慮者リストを町のほうで作成し、各自治会長さんにお渡ししているところでございます。それに各地区で把握をしている 1 人で避難することが困難な方を加えて、各自治会で見守り、避難が必要な場合には手助けする体制をつくっていただけるように各自治会をお願いしているところでございます。既に誰が誰の手助けをするかというふうに具体的に決めている自治会もたくさんございます。ただ、しかしながら自宅が安全な場合には避難所へ行かず、ご自宅で避難するという方がたくさんおいでます。それも在宅避難という一つの立派な避難方法だということで、機能しているものと思っております。

次に、町長が申しあげましたさまざまな支援策についてでございます。

まず一つは、地域の防災訓練の実施に対しまして、炊き出し材料費や資器材の購入などに補助を行っているものでございます。

2 つ目は、今年度から地域の拠点となる自治会館、集会所の改修及び備品等に対する補

助事業を実施しております。老朽化が著しい集会所等の外壁等の改修や備品等の購入に対しまして、その3分の1を補助するもので、既に各自治会から多くの要望をいただいております。

3つ目も、今年度からの新規事業としまして、地域の防災リーダーを育成することを目的としまして、防災士の資格取得に係る費用を補助するものでございます。

ぜひともこういった補助制度の活用によりまして自助、共助の強化を図っていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますけども、森議員のご指摘にございました警戒レベルにつきましても、国の避難勧告等に関するガイドラインの見直しにより、5段階のわかりやすい避難情報を発令することになりました。7月号の広報にて周知します。また、あわせて防災関連情報を定期的に広報のほうに掲載して啓発活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上で答弁を終わります。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これ3日前の新聞に、内閣府が政府公報として出しております。その中には、みずからの命はみずからで守る早目の避難と書いてます。これは当然なんですけど、みずからいうても年寄りとか今言いよったように困ってる人がおると思うんです。そこで、誰が誰を助けるということを今答弁がありましたけど、何カ所ぐらいそこまでちゃんと決めておりますか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 濟いませぬ、幾つの自治会がそこまでの対応ができていくかというのが全体をまだ把握しておりませぬけども、少なくとも私の地区はそういうふうな対応はしております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私思うのは、やっぱり何かあったら町の責任とかいうんじゃなくて、自助、共助が基本だというふうに思います。でないと、あんだけ台風が来たり、災害が来たときに何とかせえいうたって無理なんです。僕が知ってるある消防団長、前しよった人は、自分とこの家がここまで水が来とんのにお父さんおらんのやと言われておりました。ですから、そういう実態はあるんですけど、その場合やったら特に地域の助け合いというのが一番じゃないかというふうに思っています。

これは、いつも僕ら例に出すんですけど、昭和49年、51年の災害で68名の方が亡くなりました。あれから43年たってますから、僕がその話をしますと、おっちゃんそのと

き僕生まれてない言われて、済いません言いよったんですけど、そうじゃなくて若い人たちとか子供さんとかを助けるために実態を見なくてはならないというふうに思い、この土砂災害なんですけど、日本で一番多いのは長野県、2番目が鹿児島県、3番目が香川県だそうでございます。ほんで、面積で調べてみると4倍から5倍この香川県が多い。ですから、小豆島なんかは一番がつくんは好かんんですけど、一番危ないところじゃないかというふうに思いますので、早目の避難についても、そういった早目のいわゆる日が照つとるときにするのが一番いいと僕は思いますので、呼びかけてもらいたいと思います。

次に行きたいと思います。

各公民館、地区公民館の労働条件の改善についてでございます。

小豆島町に10カ所ある公民館の役割や実態をお聞きします。

公民館と町とのつながりは、今どうなっているのでしょうか。以前は、町職員が退職される時挨拶のほとんどの方が、公民館に勤めていたときはよかったと言われておりました。今は公民館経験者がいなくなっています。公民館には多くの方が訪れますので、当時日常会話の中で町民の気持ちが町行政に生かされていたのだと思います。今は主事や用務員の方が切り盛りをしておりますが、苦労も多いと実感しています。各公民館に勤める方の労働条件の改善が必要だと思います。年休はどのぐらいの取得でしょうか。退職金制度もないと聞いております。公民館長の方から改善の声はないのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東民哉君） 森議員から、各地区公民館の労働条件の改善についてご質問をいただきました。

公民館につきましては、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図ることを目的とした総合的な社会教育施設であります。このため運営については、地域の人々の生活に根差して、地域住民が主人公となって行われるのが理想とされております。

事業内容につきましては、町内にある11地区公民館におきまして、それぞれ自治会を初め、地区内の各種団体の方々により組織されている公民館運営協力者会を設置して審議されておきまして、各公民館の事業内容はさまざまでございますので、各公民館によって職員の負担状況に差が生じているのが現状でございます。

このような中、公民館職員の負担を少しでも軽減させるためには、地域の方々の協力が不可欠だと考えております。各地区公民館区から選出された方々で構成している公民館運営審議会などで、公民館事業への住民の方々の協力を呼びかけてまいりたいと思います。

詳細については、担当課長からご説明いたします。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 森議員の質問についてお答えいたします。

まず、公民館の役割についてですが、地域コミュニティーの拠点として地域における課題解決のための事業を行うことによりまして、ともに助け合う共助の機運の醸成、また地域を担う人づくり、リーダー育成を目指すもので、町内にある 11 地区公民館において地域の実情に応じた教室、講座やイベント等を実施しております。

職員につきましては、各公民館区で募集した嘱託主事及び嘱託用務員を配置、また公民館区から推薦をいただいた非常勤の館長及び副館長を配置して事業を展開しております。

各公民館における事業実施の体制につきましては、公民館館長を中心に主に公民館主事が準備、片づけ等を行っておりますが、公民館組織の中に体育部や文化部などを設けて、公民館ボランティアとして住民の協力体制を整えて実施している公民館もございます。

ご質問の中にある町職員の公民館経験者ですが、これは旧内海町の公民館主事のことだと思いますが、旧内海町の公民館につきましては、ほとんどの公民館が約 70 年前に設置され、地域づくりの拠点としてこれまでさまざまな事業を展開してきたところでございます。その中で約 50 年前には、町の正規職員を公民館主事として各公民館に配置して地域の活性化を図った時期もありましたが、約 35 年前の行政改革によりまして、正規職員のかわりに各地区公民館区で選出した公民館主事を嘱託職員として配置することとなった経緯がございます。

現在は、公民館主事は嘱託職員となり、正規職員が職務につくことはございませんが、先ほど教育長が申し上げたとおり公民館事業は地域住民が主人公となって行われるものでありますので、町職員につきましても一住民として公民館事業に参加することで住民の方々と触れ合う中でいろいろな意見が聴取でき、町行政に活かされるものだと考えております。

次に、公民館職員の労働条件の問題ですが、まず年休の取得につきましては平成 30 年度は 1 人平均 11 日の取得でございました。以前、ある公民館館長から改善についてのご意見をいただいたことはございますが、公民館職員の給料につきましては、臨時職員と同様にこれまで正規職員の給料改定に準じて見直しを行っているところでございます。

また、中小企業退職金共済への加入は現在行っておりませんが、地方公務員法の改正により令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されますので、その制度設計の中でも検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、公民館の地域の活性化に果たす役割は非常に重要だと思いま

すので、公民館事業に対する住民の方々のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 簡単に言うたら、間接的に町とのつながりがあるということなんでしょうか。どう考えたらいいんですか。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 間接的と申しますか、社会教育の分野につきましては、学校教育以外が全て社会教育ということで、とっても広い分野でございます。その中で、小豆島町としては11地区公民館区に分けて、それぞれの地区でのいろいろな課題があると思います。公民館区によっても人口の問題、年代の推移とか、いろんな違う課題も発生しておるかと思えます。その中で、各公民館でその課題解決のための事業をするのが公民館でございます。また、町全体の問題を解決するのが町の社会教育課の役割というようなことで考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 次に入ります。

インバウンド対策についてでございます。

瀬戸内国際芸術祭で外国人の方も多く訪れております。外国語を瞬時に日本語にしてくれる、これははっきりせんのですけど、ポケトークを小豆島の観光業者はほとんど買っている、使っていると聞いております。インバウンド対策としてオリーブバスにも必要だと思えます。バス会社の問題だということで放置できないというふうに思えます。早急に対応すべきで、観光客も運転手も助かると思いますが。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、増えるインバウンドに対する公共交通の対応策についてご質問をいただきました。

さきの答弁でも申し上げましたとおり、自然や伝統文化、産業などに魅力を感じるとともに、瀬戸内国際芸術祭の開催、高松空港の国際線の拡充などの影響もあり、最近ではたくさんの方の外国人観光客の方が小豆島を訪れてくださっております。また、外国人観光客の方が、島内をバスや自転車めぐり姿を日常的に目にすることも増えております。このような状況から、外国人観光客はもちろんのこと全ての人にとって利用しやすい公共交通を目指して関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思えます。

具体的な取り組みにつきましては、政策統括監からお答えをいたします。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 私のほうからは、オリーブバスのインバウンド対応への取り組みについてご説明をさせていただいたと思いますが、外国人観光客の増加に伴いまして、公共交通でありますオリーブバスにも皆さんお見受けしたことあると思うんですが、たくさんの外国人の方が乗車をされておりました、バス事業者においてはさまざまな対策を講じているところでございます。

それをご紹介申し上げますと、まず案内所についてでございますが、土庄港の高速艇乗り場でございます路線バスの案内所のほうには、英語を話すことのできるスタッフが木曜日から日曜日まで、週4日常勤で勤務をしておるところでございます。その中でお客様のご案内を行っております。これに加えて、土庄港のオリーブバスの本社事務所のほうでございますが、ご質問にもございましたポケトークを3台ここに配備をいたしますとともに、バスの乗り方、それから運賃の支払い方、また主要な路線の行き先案内等の英語案内表示を作成いたしまして、掲示をしてるところでございます。こちらについては、主要な港等の交通の結節点などのバス停にも同様に掲示をしておると聞いております。

また、このほかにもバスの車内におきましては、前方のバス停の表示画面のほうに、次に停車をするバス停名、名称を日本語とローマ字で2段階で表記をいたしますとともに、携帯電話の使用禁止であるとかバスが停車をする際の情報、注意喚起を絵やマークを使用して表現するピクトグラムを活用いたしまして掲示をしておるところでございます。

ポケトークをバスに配置してはどうかとの森議員からのご提案でございますけれども、森議員も重々ご承知かと思いますが、オリーブバスはワンマンであるという現状から、機器を通してのコミュニケーションは、運行ダイヤに遅れが生じる懸念がございます。そういったことや、一番大事な安全運行に支障を来すというおそれ等がございますことから、ドライバーは携帯していない、車では使用していないということでございました。

また、土庄港発坂手港行きの坂手線という路線車両には1番という表示を、土庄港発映画村行きの芦ノ浦映画村線には2番というように路線ごとに番号をつけまして、時刻表やバスの行き先表示に合わせて掲示をし、わかりやすい路線の工夫をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、路線が複雑で、特に島外からお見えになった方々にとっては非常に難しいという声も一部お聞きをいたしますので、今後も引き続きバス事業者であります小豆島オリーブバスや土庄町等関係機関と連携をいたしまして、より利用しやすい公共交通を目指してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申

し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） このポケットクというのは、1台幾らぐらいするんです。

それともう一つは、運転手さん、今オリーブバス何人おいでいるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） ポケットクの導入経費については、私のほうからお答えしたいと思います。

通常、法人がポケットクを導入する場合は7万円程度。これは2年間の通信料込みでございます。ただ、小豆島の場合、特別価格で今導入が進んでおりまして、その場合は3万円強ぐらいの値段で入っておるところであります。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 最新のデータは、手元のほうにあいにく持ち合わせておりませんけれども、現在常務運転手、これ前期の決算の際の数字でございますが、正規の運転手、ドライバーが22名、契約等の常務運転手が12名ということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、2問質問させていただきます。

まず1点目、交通安全対策に関してということで、今年の5月8日、大津市で県道交差点で車2台が衝突し、1台が散歩中で歩道にいた2歳から3歳児の園児13人、保育士3人の列に突っ込みました。園児2人が亡くなるという重大な事故が発生しました。これにおきまして県や県教委などは、5月14日までに県内保育所や認定こども園、幼稚園のほうに対し、屋外で活動する際の安全の確保や職員の体制を再確認するよう通知した。

保育所向けの通知では、施設外で活動する際の散歩コースの安全性や職員の体制などを再点検するよう要請。ただし、屋外活動は保育にとって重要として、移動も含め安全に十分配慮し、引き続き積極的に活用などとしております。

幼稚園などに対しては、各施設に作成が義務づけられている危機管理マニュアルや学校

安全計画の徹底を通知、事故防止や万一の際の迅速な対応に向けた教職員の役割分担を確認するなどして、安全確保に万全を期するよう求めた。

このように県教育長は、会見で県内でも起こり得る悲惨な事故、管理職から教員まで全員が気持ちを新たに、安全管理をもう一度徹底してほしいなどと要請しております。

本町の保育所、幼稚園、小学校など、施設外への保育、授業もあると思いますが、そのときの安全確保をされていますか。

また、本町は、6月1日をもって町内における交通死亡事後ゼロ連続1,500日を達成しました。交通安全対策協議会を初め、町民の活動の結果であると思います。しかし、交通事故はいつ起こるかわかりません。私も十分注意しておりますが、車の運転をしていても本当にひやりとする場面もあります。皆さん方も、そういう経験があると思います。小豆島の交通マナーは非常に悪いとお聞きします。また、高松のほうから来た、こちらのほうへ転勤になった人からは、本当に小豆島のルールで走っておる、こういうふうなことも聞いております。

学生、高齢者に対して交通教室を実施していると聞きます。住民に対して交通教室を実施し、交通安全の啓発に努めるべきではないでしょうか。

また、主要道路の交通安全対策はどのようになっているのか町長、教育長にお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から交通安全対策についてのご質問がありました。先ほどの答弁でも触れましたが、ここ最近では全国的に悲惨な交通死亡事故が連日のように発生しております。中でも、大津市の事故は、ドライバーの不注意が重大な事故につながったものというふうに考えておるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、自分だけが注意していても交通事故は防げません。一人一人が交通ルールを守ることが重要であり、交通事故の抑止につながります。このためにも、住民に安全意識を持っていただく啓発活動の必要性は大きいものと考えております。今後におきましても、交通キャンペーンや交通教室、交通立哨等を通じて交通安全の啓発に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

事業の内容につきましては、担当課長よりご説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 森口議員のご質問についてお答えいたします。

まず、交通マナーの悪さ、これについては小豆島に限らず、香川県全体において言える

ことだと私は思っております。実際に方向指示器を出さずに進路変更する車、また登坂車線で左側から追い越しをかける車を目にすることがあります。また、歩行者では、信号機や横断歩道のない道路を走って横断する方を見かけることがございます。これらに対し、小豆警察署では、巡回パトロールや交差点立哨を強化し、違反者に対処する方針であると聞いてございます。

ご質問にあります交通教室は、主に小豆警察署交通課及び地域課が担当してございます。交通マナーの指導を目的に園児から高齢者、一般企業にわたって幅広く行っております。

園児、小・中高校生への交通教室は、毎年4月から6月の年度当初にそれぞれ年齢に合わせた基礎的な交通安全指導や自転車の正しい乗り方などを教えています。

高齢者向けの交通教室は、老人クラブなどの集会に出向き、身体能力の衰えによる運転への注意点や対処方法について指導を行っております。また、高齢者ドライバーに対して運転免許証返納制度について紹介しております。

一般企業向けの交通教室は、主にドライバーを多く抱える運送業者やトラック協会に対して安全運転講習を行っております。ベテランドライバーであっても避けることが困難なケースについては、事例を通して対処法を教示、指導しております。最近では、外国人従業員を抱える企業は、入社時に必ず安全講習を受けさせていると聞いてございます。

なお、小豆島町においても、小豆警察署の協力のもと出前講座を企画しております。早速ですが、7月の内海老人クラブ会長会の際に、高齢者の目線に立った事故防止と題した交通教室を開催する予定にしております。

町長も先ほど述べましたように、個々のモラルの欠如が交通事故の一因でもあることから、啓発活動は特に大事だと考えております。今後も地道ながら活動を続け、交通事故の抑止に努めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 私からは、保育所、幼稚園、小学校などの施設外への保育、授業の際の安全は確保されているのかとのご質問に答弁いたします。

ご質問にもありましたように、香川県教育委員会のほうから、登下校を含めた幼稚園、保育所、学校等について安全の確保についての通知がございましたので、その点については周知徹底をしたところでございます。

保育所、幼稚園などは、豊かな自然に触れて郷土愛を育むために園外保育を行ったり、また絵本により豊かな心を育てるために図書館まで歩いたりしております。小学校でも、

総合的な学習の時間を使って地域を学ぶために校外学習を行っております。その道中には、路側帯だけのところ、歩道があっても細いところや交通量の多いところがあります。

幼稚園、保育所などは日ごろから園児等に対し、警察署のご協力をいただきながら交通安全指導を行ったり、園外保育の際にはできるだけ交通量の少ない道を選んだり、複数の教諭、保育士が列について安全確保を行っております。

今回の事故を受けて、職員が再度危険箇所の確認を行い、危険箇所をマークしたマップを作成するなど、職員間の共通認識を図り、園児等の安全確保に取り組んでおります。小学校についても同様で、児童に対する交通安全指導を行ったり、校外学習を行う際には安全な経路を選び、複数の教諭で引率を行い、児童の列の前後について車両の接近を伝えたりするなどの安全確保を行っております。

交通安全は、児童等や引率する保育士、教諭などが注意するだけではなく、車の運転する側の一人一人が常に安全に注意することにより向上すると思っておりますので、皆様方の安全運転をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） まず、教育長のほうから話がありました。保育所、それから小学校、こういう小さい子供が園外へ出ると、校外へ出るといふようなことに関しては十分注意しておるといふことですから、事故があつてはならないといふふうに思いますし、本当にお互いに気をつけていかなければいけないのかなといふふうに改めて思っております。そういうことで、事故がくれぐれもないようお願いしておきたいと思っております。

それから、これに関連してですが、先ほど私言いましたようにマナーの悪さ、住民課長から答弁がありましたけども、この質問を出した後に、実は住民課長からお話がありましたような、これは四国新聞の記事ですが、本当にマナーが悪いと。これは小豆島だけでなく、県下全域で悪いといふようなことで載っておりました。皆さん方もこれは目にされておるといふんですが。

日ごろから私この質問を出すときに、住民課長とも話をしたんですが、やはり自分が完璧ではないといふのは重々わかっておるんですけども、みんなで気をつけていかなければいけない、そういう意味で皆さん方もお気づきだと思ふんですが、例えば交差点に差しかけたときに直進するのか左折するのかわからない、あるいは右折するのかわからないといふような、本当に信号機が変わるまで方向指示器を出さない、こういう人が当たり前のように日常走っておるわけです。けさもやはりおりました、来る途中で。そのぐらいそれがなれっこになっておる。これが一つ間違えば、さきの大津の事故じゃないですが、判断

を誤るというか遅れが出てくる。

それによって町を挙げて対応していかなければ、先ほど言った交通教室をやっておるといことですが、この交通教室に出てくる人は比較的真面目に、仕方なくというか老人クラブの場合でもそういう人は本当に真面目にやっておる、対応しておると私は思ってます。ところが、一旦その会が終わると途端に真面目に走らないというか、あるいは出てきてない人が先ほど言ったようなケースがいろいろ見受けられるわけですから、そこらあたりが本当に個人個人の意識の問題だと思うんですけども。これは先ほど言いましたけど、連続でいろんなことに向かっていこうとしたら、住民も一緒になってやっていく、そういうふうな体制づくりは改めてやるべきではないかなと思います。

これ先ほどのを言いますと、例を言いますが、信号機のない横断歩道、これは歩行者が渡ろうとしたら車がとまるというんが原則です。私、実はとまったんですが、後ろから抜いてきた車がおると、何でとまるんだというような顔していったわけです。そういうふうなこともありました。自分のええ格好を言うんじゃないんですけど、本当に基本に戻ると警察のほうは時々取り締まりをしているというふうに聞いてます。そのときに切符を切られて何でやというふうなことを言うらしいんですが、だけど本当はもとに戻っていただくというか。

そこらがもう一つ新聞記事なんですけど、これは6月2日に載ってた記事なんですけども、私らも一応免許を取ってから既に50年はたっておるんですけども、バイクからいいますとそれ以上にたっておるんですけども。それから、実際の試験というものを受けたことない、違反とか事故がたびたびある人は、郷東のほうで試験を受けなければいけないということになるんですけど、幸いにしてそういうふうな経験はありませんので、ほとんどの方がそういうふうな体験してない。ですから、基本を忘れておるといこと、改めて教習所へ行けばこの費用の、これ受講するのは2時間以上というふうに書いてますけども、そのうち1時間は車に乗ると。これに受講すれば5千円の上限にして受講料の2分の1まで補助が受けられるという制度というふうに記載されてるんですけど、こういうふうな分をもっと住民に知らず。これによって基本に戻ってもらうというようなことをすべきではないかと思うんですけど、そのあたりをいろいろ言いましたけども、どうですか。誰が答えるかた。課長。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 一般向けの交通マナーの指導に関しての講座的なものを小豆警察署にもちょっと相談してありますので、その辺もこれから検討させていただきたいと

思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） いろいろ思っておったんですが、なかなかなくなるという  
ことで。

免許返納については、実は我々のように周辺部に住んでおりますと、やはりどうしても  
なかなか免許を返せない、車に依存する生活というのがどうしても必要であるというの  
は、違う面でまた返納、確かにバスの運賃といいますかバスの分にかえるというような制  
度がありますけども、それについてはもっと違う面で自主返納ができるような体制をして  
ほしいなという思いがございます。

それでは、次へ行きます。

登下校時の安全対策はということで、5月28日に川崎市で起きた通学でスクールバス  
を待っていた児童らが包丁を持った男に襲われ、2人が亡くなるという大変痛ましい事件  
がありました。幼い子供たちが被害に遭ったことに大変ショックを受けました。

国から、全国の小・中学校における登下校時の安全確保を指示したと報道されています。  
このときに安倍総理は、記者団に子供たちの安全を何としても守らなければならないと述  
べ、再発防止を急ぐ考えを強調いたしました。そして、大変痛ましい事件であり、幼い子  
供たちが被害に遭ったことに強い憤りを覚えるとも語りました。こういうふうな政府でも  
いろいろ、この事件に対して主な方々から発言がございました。

本町は大丈夫という考えではないと思いますが、対応はどのようにされておるのか教育  
長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 森口議員から、川崎市での児童らの殺傷事件を受けて、登下校  
時の安全対策についてご質問がございました。

この事件は、5月28日の午前7時45分ごろ、川崎市でスクールバスを待っていた児童  
ら20人が男性に刃物で襲われ、2人が死亡するという大変痛ましい事件でございます。  
この事件を受けて、香川県教育委員会から、翌日の5月29日付で幼児、児童・生徒の登  
下校時の安全確保及び安全管理の徹底を図るよう周知や指導の依頼がありましたので、各  
学校、幼稚園に登下校時の安全確保について管理の徹底を指示したところでございます。

また、文部科学省においては、保護者や地域ボランティアによる見回り活動を強化する  
とともに、駅周辺やバス停など児童・生徒が集まる場所への警備員の配置について可能か  
どうか早急に分析するとの報道もございましたので、今後何らかの形で通達、指導がある

ものと思います。

一方で小豆郡の取り組みといたしましては、小豆警察署と協議を行い、小豆地区少年育成センターと合同で登校時の巡回を行うこととしました。本町においては、6月4日から6月末までの予定で、育成センターの青パトによる登校時の通学路巡回を週4回行っております。具体的には、おおむね7時半から8時過ぎの登校時間において、社会教育課の職員1名に警察官も同乗して、内海地区週2回、池田地区週2回の巡回を実施しております。

本町における登下校時の安全確保につきましては、地区によって実施形態は異なりますが、学校支援ボランティアや老人会などによる見守り隊の立哨があります。通学路の安全点検については、各学校において保護者アンケートなどの聞き取りを行い、危険箇所の改善を図るほか、児童・生徒への注意喚起を行っております。また、不審者情報などについては、小豆警察署、小豆地区少年育成センター及び教育委員会が連携し、情報共有を行っており、必要に応じて各学校に連絡、また保護者にもメールで周知できるような体制を整えております。

このような事件に対する対策は非常に難しいと思いますが、日ごろから学校、幼稚園、警察、保護者、地域ボランティア等との連携を図り、これまで実施している取り組みについて地道に継続していくことが園児、児童・生徒の安全確保につながるものと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 青色パトロール、青パトで巡回をしておるということですが、これは台数の問題もあったり、いろいろあるんでなかなか欲を出してはいかんのんですけども、十分ではないかなあという感じはするんですけども。

バスを利用した場合、スクールバスを利用しておりてきたときに、あるいは乗るときには地域によったら集団でいるところもあるし、1人、2人のところもあるし、いろいろあると思うんですが、ケースは。こういうことも、子供たちがもしそういうふうなときに不審者に襲われるというか、不審な人がおるといふふうなときに、どういうふうな子供に指導をされておるのか。

過去、平成5年だったと思うんですが、栃木県あるいは広島のほうで幼い子供が被害に遭ったということで、大勢でスクールバスで登校するというのが一つのきっかけになっていったというようなことを聞いておるんですが、そういうようなことからいくと逆に今回固まっておって被害に遭ったと。そしたら、1人、2人だったら大丈夫かということもないし、そこらあたり過去には子供SOSというようなことで緊急の場合に駆け込むとい

うようなことも場所といいますか、そんなあれもお願いして看板もあげておったというようなことがありますか、そういうふうなことで少ない人数の子供に対する指導というか、どういう。例えば、危ない不審者がおったら走って逃げろとか、何かそういうふうな教育というか指導はされておるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 最初のスクールバスの昇降については、学校に着いて下車する際には当然学校から教職員がついておりますし、バスをおりた後飛び出しとか、そうなんについても十分な指導は行っております。

今回は、子供がたくさん集まるとこでの事件でしたけれども、これまで逆に集団下校とかたくさんが下校している中、だんだん下校者が減って、1人になったときに不審者等に遭うと。この対策も非常に難しいと思います。できるだけ月に回数決めて集団下校とかいう体制もとっておるとは聞いておりますが、やはりこだけ子供が少なくなって、下校するときには最終的には1人ということも多々あると思います。

子供については、近年写真撮影が結構多いんですけども、外国人の方が写真を撮ったりとかいう事例についても地域性もあると思うんですけど、星城小学校等では草壁港付近で結構報告事案もあります。そのあたりも保護者に通知するなど十分な連携をとって、なかなか対策は難しいと思いますけど、現在はそのような状況で対応しているのが実態でございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） どっちが正しいかというか、いろいろそのときにあってはいかんですけど、くれぐれもこういう事件が起きないように。川崎の場合は大勢を狙ったというようなんですけども、本当に1人になってその子の助けをを求める場所というか、そんなんもだんだん少なくなっておるのかなということがありますから、交通安全も含めてなんですが、地域の人がいろいろな声かけで、子供が帰っておったらみんな帰りようとかいうような感じで話しかけていく。そしたら、何かあったときにはその人のところへ行くとかいうようなことになるのかなというふうに勝手に思うんですけども、そこらあたりもいろいろ検討していただいたらと思います。

そういうことで事故、事件のないことを期待して、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、東京五輪とのかかわりをということで質問をいたします。

来年の2020年7月24日に56年ぶりに東京五輪が開会式を迎えます。3月26日に福島県をスタートいたしました聖火は、4月18、19日に香川県内への予定になっております。小豆島町内でも、この聖火リレーが見られるということではありますが、このオリンピック大会の優勝者へ以前にオリーブの冠をかぶってもらおうというお話がありましたが、その後どうなっておるのでしょうか。世界のスポーツの祭典であるオリンピックとパラリンピックに小豆島町の積極的なかわりを大いに期待しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から、東京オリンピック大会の優勝者へオリーブの冠を贈呈することの進捗、進展状況についてご質問をいただきました。

小豆島を代表するオリーブ、平和をイメージするオリーブであります。そのオリーブの冠をオリンピック・パラリンピックでの金メダリストに贈呈することができれば、日本を代表するオリーブの産地としてアピールできる最高の機会だと思います。

冠につきましては、平成28年11月に香川県以下4市4町のオール香川でオリンピック組織委員会の会長である森元総理に要望書を提出、また平成29年6月にも再度要望に伺っております。現在の状況といたしましては、組織委員会のトップである森会長に要望書を手渡すことができた以上、あとは結果を待つのみというのが状況でございます。

正式決定は、オリ・パラの半年前になると組織委員会から伺っていますので、小豆島町といたしましては採択された場合を見越して、冠用のオリーブの植栽や冠づくりの担い手育成など準備を整えている状況でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、小豆島町としての積極的なかわりにつきましては、聖火リレーがオリンピックを最も身近に感じることができ、直接参加できる絶好の機会であると考えております。聖火リレーにつきましては、浜口議員もご承知のとおり、先般6月1日に大会組織委員会より実施市町が発表され、町内においても来年4月19日に実施されることとなりました。夏季大会としては、実に56年ぶりとなるオリンピック聖火リレーが町内で実施されることにより、多くの町民に聖火をご覧いただけるまたとない機会と考えております。まだ1年先のことではございますが、オリンピックと小豆島が盛り上がるような取り組みにしていきたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 4月19日に決まったようですが、この聖火は町内どっからど

こまでどういう形で走るのか決まってないんかいな、まだ。まだ決まってないんであれば、  
どういうコースを走ってほしいとかいうことはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 現在、県の実行委員会のほうで検討を始めているとい  
うことまではお聞きをしております、走る場所でございますが。

公表でございますが、この年末ぐらいには報道のほうに公表ができるかなあという予定  
で伺っております。

国際オリンピック委員会のほうから、どこをどう走らかっていう選定の過程については  
閉ざしてほしいということをおっしゃっておりまして、もしそれが漏れたりすると選定自体が  
白紙撤回ということも言われてるらしくて、12月まではもう少しお待ちいただきたいなと  
いうことで考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） どこを走ってるかわからんということですけど、これやっぱど  
こを走ってほしいかというような要望もすべきではないかなと思います。

先ほど町長さんから、森会長へということやけど、要望しただけでその後のフォロー  
いうんか、そういうもんもすべきではないかなと思うんですけど、これどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 1点目の町としてもどこを走っていただきたいかとい  
う要望を届けたらどうかという浜口議員のご指摘でございますが、実はこの来月の7月25  
日に県の実行委員会が開催されまして、松本町長がその7月25日以降からは正式なメン  
バーとして参画することになっております。恐らくその後、具体的な場所を決めていくん  
だと思うんですけども、当然平和の祭典でございますので、平和と言えばオリーブとい  
うことが考えられますので、そういったことを考えながら町としてもどこがいいのかとい  
うのを具体的に提案していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（山本重敏君） 追加要望についてですが、県のほうに打診もしてみたの  
ですが、知事のほうでは組織委員会のトップに一応要望書を手渡すことができた以上、沙  
汰を待つ状態で、その辺ご了解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） それと、冠ですけど、優勝者いうんは一体オリンピックの中何  
人おるんかな。何人出てくるんか、数。というんは、今オリーブを思い切った剪定しとん

や。だから、冠つくる枝が間に合うんかいなという心配をしょうんやけど、オーケーが出た場合。一体何ぼつくるかというようなことやこは聞いてますか。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（山本重敏君） 冠用の枝についてですが、金メダルだけであれば冠は1,500個程度必要となる模様です。想定している個数としましては、オリーブ公園の香川県の駐車場で約500個、オリーブ記念館に上がっていく町道横の川沿いで500個、オリベックス周辺の生け垣で100個、サン・オリーブ下のほうで80個、オリーブナビで60個、あと蒲生のほうの園地のほうで150個、合計今のところ1,390個ぐらいは作成できる予定となっております。また、それでも足りなければ、町長が会長を務めておられますオリーブ並木推進会が管理する国道、県道、町道沿いのネバディロブランコを活用する予定でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） それから、聖火ランナーの募集が7月1日から8月31日までにあるらしい。12月以降に当選者を発表するというような、これ民間4社がスポンサーになつるところの受け付けでしょうけど、それ以外は県の実行委員会が決めるげなです。

そこで、小豆島中学と小豆島中央高校、これらの常に走ることを得意といたしております陸上部、こういうところが聖火ランナーの中に加わってほしいなと思つとんですけど、これはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 浜口議員のご指摘は、恐らく一般公募の方が募集が始まるということで、例えば中学生とか高校生が走れるようにというご質問だと思います。

募集期間は、まさに今議員が言われたとおり1日から8月31日でございます。その要件でございますが、1つは中学1年生以上であることというのがあります。それから、当然火を持って走りますので、その火を持って安全にランニングできる方というのが要件でございます。それから、政治家の先生方、首長であるとか議員の皆様であるとか、そういった方々のご遠慮いただきたいというルールがあるようでございます。

前回走ったときですけれども、昭和39年に引田から入って高松港まで走ってるわけですが、そのときは16歳から19歳ですので、主に高校生の方が走られたということでございますので、今回もその辺が一つの参考になるのかなということで、議員の質問とかぶつてくるところがあるのかなということで考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） オリンピックは日本で行われるのは一生に一度であろうと思うんです。ですから、こういう聖火ランナーに子供たちが参加できたら、本当に生涯の思い出にもなるだろうし、非常にいい記念になると思いますので、待っとくだけやなく、ひとつここからここを走ってほしいとか、小豆島の中高校生をそこに加えてほしいとかいうことを一つ要望していただきたいと思います。で、終わります、質問は。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 次、6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、島内で就職し、新社会人となる新規学卒者への支援はということで質問をさせていただきます。

人口の減少、そして少子・高齢化の危機が叫ばれ始めて随分と年月がたったように思います。これまで人口問題に日本中の自治体が頭を悩ませ、知恵を絞り、さまざまな対策、施策を行ってまいりました。我が小豆島町においても同様で、それは奨学資金制度の創設あるいは返済の免除制度であったり、町内への移住促進の諸施策、さらには子育て世代への支援策等々多岐にわたっています。

さて、移住者への支援策の現実の効果は、先日新聞でも報道されておりましたが、奨学資金返済免除制度による効果はどれほどの効果を上げているのでしょうか。

奨学資金制度及び免除制度、それ自体町民にとって大変ありがたい制度だと思いますが、考えますに、それは子供の学資を負担する親にとってはそのありがたさがとても実感できることと思います。しかし、本人はどのように感じ取っているのでありましようか。子供の学資や生活費を負担する親にとって大変ありがたい制度であります、そのありがたさによって大学などの卒業資格を獲得した子供たちにはどう理解されているのでしょうか。また、制度を運営する側は、子供たちにその意味合いを理解させる努力などをなさっておるのでしょうか。

仕事柄、私はご老人の家庭によく出入りをさせていただいておりますが、子供は島外で幸せな生活を送り、親はその子供が幸せに生活をしているということに心の支えを求め、満足し、毎日老後の生活を送っておられます。もちろん現実の日々の生活では、行政あるいは地域の方々のサポートがその底辺に基盤としてあるからこそではないでしょうか。そのような現実の中からでは、中学あるいは高校、大学を卒業し、すぐに島内で働き始めた中で、一切制度の恩恵を受けられていない方もおいでるのではないかと思います。小豆島町で新たに社会人として出発し、人生を歩み出された若者、その本人にこそ私たちの感謝と激励の気持ちを込めてお祝いをするべきではないかと思います。また、優遇や特例、さ

らには祝い金など簡潔で明瞭な制度を考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、中学校もしくは高校を卒業し町で働き始める方の支援策についてご質問いただきました。

町では、すくすく子育て応援アクションプランを策定し、誕生から社会人になられるまで、きめ細かな施策を実施しております。また、社会人になられてからも誰もが健康で安心のできる豊かな生活を営んでいただけるよう、健康福祉の町、産業の町、定住交流の町、教育文化の町を柱として各種の事業を実施しており、新卒者の方も含めてさまざまな行政サービスを提供いたしておると考えております。

ご質問の趣旨は、新卒者の方に限定した何らかの支援策を構築できないかのご意見と受けとめております。一つの例を申し上げますと、新卒者に対して就職をお祝いする現金を給付してる自治体もございます。しかしながら、単に現金をお配りすることは単発的な面が否めず、一過性の施策になると想定されることから、制度の構築に当たっては慎重な対応が必要であると考えております。

私としましては、中学、高校を卒業され、島に就職される方は町の未来を担っていく貴重な人材であり、人手不足の解消につながる現代版の金の卵であると考えておりまして、末永く町に定住していただき、活力ある社会生活を営んでいただきたいと思います。したがって、まずは島のさまざまな産業を活性化し、職業の選択肢を整えるとともに、地域社会の一員としてご活躍いただくための基盤づくりをしっかりと進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほうからは、現在行っております新卒者の方に対する支援につきましてご説明申し上げます。

中学、高校を卒業されましたまだ若い新卒者の方の中には、就職後1年以内に離職される方もおいでるとお聞きをいたしております。このため課題の解決に向けまして、小豆郡雇用対策協議会の主催による新卒者の合同入社式を平成28年度より開催し、新卒者同士の情報交換や仲間づくりの場として活用をいただいております。また、本年度からは、雇用対策協議会、それからNPO法人トティエとの連携により、島で働く人たちの交流会を開催すべく検討を始めていると伺っております。

最後に、町長の答弁にもありましたように新卒者の方たちは、島の未来を担う貴重な人材でございまして、防災を初め、お祭りなどの文化活動あるいは社会スポーツなど地域社会活動においてご活躍いただきたいと考えておりまして、例えば地域おこしにつながるイベント開催への応援など、町でできる支援につきましては個別具体的な事案ごとに積極的に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 奨学金の免除の関係のご質問がございましたので、その件についてお答えさせていただきます。

学校教育課所管の奨学資金の返還、免除関係につきましては、平成 24 年度からこの制度ができて、大学等を卒業されて小豆島町に住所を有しまして、小豆郡内の事業所に就業している方についてですが、返還の猶予ということを行っております。申請していただいて、結果該当すれば猶予の対象になるということで、最初が平成 24 年度の卒業からでございます。本年度に関しましては、奨学金を借りた方で大学を卒業した方が大体 260 名ほどおられまして、そのうち 68 名の方がこの返還、猶予の対象になっております。率にしますと 26.2%の方でございます。

最初の方につきましては、8年間最低限必要ですので、来年度、令和 2 年度まで猶予が可能であれば令和 3 年度から免除になるということでございます。私からは以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6 番（中松和彦君） 私は思いますのに、とにかく人口の減少、これいろんな場面から、あるいはいろんな組織、人がかかわって対応をしていかなければいけないと思うんですけども、まず隗から始めよという言葉がございしますが、まずは若者の島外流出を少しでもとめていく。一旦大学へ行っても、またすぐに帰ってきて、卒業したらこちらでまた頑張ってくださいと、そういうふうなところが非常に大事だと思いますので、今以上に何らかの対応を考えていただければと思います。それは、非常に明瞭であって、見える化というんでしょうか。誰が見ても、ああ、みんなが応援してるなど、そういうふうなことが必要ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 中松議員のご質問は、簡潔明瞭な制度かどうかというご指摘だと思います。

私のほうで、いろいろ全国的にどうかということで少し調べてみたんですが、熊本県の上天草市というところがございまして、そちらのほうで高校を卒業されて、地元の市内に

就職された方に対して3万円を支給しているという制度がございました。市役所の担当者の方に少し聞いてみたんですが、こちら平成24年度からやっております、どうも市内3校あった高校が1校に統合になったときに、少しでも市内に就職して残ってほしいという思いを込めてつくった制度でございます。利用者が年間で10人少しぐらいということで、金額的には3万円ということなので、どういったことに使ってるのですかと聞きますと、父の日、母の日にこれまでお世話になった感謝の気持ちを込めてお父さん、お母さんにプレゼントをしてるということでお聞きをしております。ですので、こういった全国的な事例を今後も研究をさせていただいて、どういったことをやれば少しでも人口減少に役に立つのかという勉強をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 今おっしゃっておられましたように、いろんなケースが、やり方があるかと思うんです。要は、町民が残ってくれてありがたいと、頑張ってくれよと、それが本人の心に響くようないろんなことを考えていただければと思います。

それと、これはちょっと外れるかもわかりませんが、町役場のほうで今後高校卒業の方々を雇用するというふうなそこら辺の予定といたしますか、お考えといたしますか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 職員の採用ですけれども、既に今年7月の段階で大卒の募集は若干名かけております。高校の募集ということですが、高校卒業してすぐの就職の件もございまして、町長さんからもご指示がありまして、高校の採用について若干名でいいんで考えられないかということでご指示をいただきまして、高校のほうともご相談させていただいております。高校のほうの進路を決定するのが9月以降でございますので、高校の募集については9月以降の募集になりますけれども、希望者といいますか、こちらの採用のほうの状況もあるんですけども、その辺を総合的に見た中で必要であれば募集をかけていきたいなと思っております。ただ、常に毎年毎年決まった人数で募集するというのはちょっと難しいかもわかりませんが、募集ができる方向で今考えておりますので、ご理解をお願いします。

○6番（中松和彦君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は1時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時57分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、4点について質問をさせていただきます。

まず1つは、補聴器の購入補助についてであります。

高齢化に伴い耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えております。80代の方々の9割は、補聴器が必要な聴力になっていると言われます。しかし、一般に補聴器は片耳だけで3万円から20万円、平均価格が15万円と高額で高くて買えないと悲鳴が上がっています。購入をためらったり、見送ったりする方が多くおられます。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘をされています。障害者総合支援法に基づいて、高度、重度難聴者への補装具費支給制度による支給などはされているものの、その対象者はわずかであり、また対象者であっても9割は自費となります。欧米では、補聴器購入に対して公的支援制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。

静岡県長泉町では、聴力機能の低下がある高齢者に対し、高齢者の生きがいづくりと生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的として、1、長泉町に住民登録がある65歳以上の方、2、両耳の聴力が50以上70デシベル未満の方、3、障害者総合支援法による補聴器支給の対象にならない方という3つの条件を満たせば補助の対象としている、そういう制度があるそうです。東京都でも、23区中8区で補助制度を実施しています。

心身の健康と認知症予防、健康寿命の延伸のために補聴器購入助成制度の検討とその実施を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、高齢に伴う難聴者への補聴器購入費用の助成についてご意見をいただきました。

聴力が規定以下のレベル、医師が補聴器の使用が必要と認め、身体障害者に認定された場合、障害者総合支援法により補聴器の購入時に補助が受けられます。本町におきましても、この制度により補聴器を購入される方は年々増加傾向にあり、大多数が65歳以上の方となっております。

このように日常生活に著しい支障が生ずる場合は、障害者総合支援法により対応が可能と思いますが、議員のご指摘のとおり本町には聴力機能の低下が始まった高齢者に対する

助成制度はございません。

助成している自治体は、医師が証明した聴覚レベルがその団体が規定する範囲内であれば助成対象としており、非常に手厚い制度であると思います。全ての自治体が取り組むことができるよう制度化されれば助成について検討したいと思います。

いずれにいたしましても、この施策の目的は、議員ご指摘のとおり聴力機能の低下がある高齢者に対し、高齢者の生きがいづくりと生活支援及び社会参加の促進を図ることが目的であります。これらのことから、町単独の助成制度につきましては、他市町の動向を注視するとともに、これまでと同様生活支援、介護予防、健康づくり施策の充実を図ることが第一であると考えております。

なお、障害者総合支援法による補聴器の助成実績につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から、障害者総合支援法による補聴器の助成実績につきましてご説明申し上げます。

聴覚障害には、2級から6級の等級があり、一番軽度の6級は両耳の聴力レベルが70デシベル以上のものと規定されております。これは、40センチ以上離れた距離での一般的な会話が理解できない程度のもので、大きな声なら何とか聞こえる程度と言われております。

補聴器の支給に当たっては、補聴器を使用することにより医学的に聴力レベルの向上を図ることができ、医師が必要と認めた場合に支給対象となります。

本町における支給実績は、平成28、29年度はそれぞれ6件、平成30年度は16件、本年度は6月1日現在で8件となっており、このうち65歳未満の方は1名で、大多数が65歳以上の高齢者となっております。

なお、利用者負担は課税世帯の方は1割、非課税世帯の方は負担なしとなっております。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 障害者総合支援法に基づく補助の方は今説明がありましたけれども、それ以外のそれに該当しない軽度の方の難聴者の人数とか、そういうのは把握されているのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） ご指摘の人数につきましては、把握はできており

ませんが、ご質問にありました高齢化による難聴は日常生活を不便にし、生活の質の低下につながると言われておることはよく理解しておるつもりです。ただ、障害者総合支援法による支援はもとより、介護保険におきましても身体機能の低下が軽度、中程度の難聴単独の場合であれば評価項目が1つしかないことから、要介護認定を受けることは困難な状況にあると思います。制度的には、何とか自立した生活ができるので、もうしばらく自分たちの力で頑張ってくださいという状況にあると考えております。このため、先ほど町長が申し上げましたとおり、これまでと同様生活支援、介護予防、健康づくり施策の充実を図ることが第一であると考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 高齢者が増える中で、今高齢者にも活躍してもらおうというそういうことも言われております。元気な方は仕事もできるし、いろんな活動ができると思うんですけども、耳が聞こえにくいていうのは本当に人との交流もできなくなりますし、閉じこもったり認知症になると、それは先ほど述べたとおりです。だから、やっぱり高齢者の方が元気で生活するためには、難聴の方にとっては補聴器っていうのは必要不可欠なものだと思うんですけども、その点はどのようにお考えになりますか。

それと、町長が制度化されれば検討したいと言われたんですけど、この制度化っていうのは国の制度ということでしょうか。その辺お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 答えが順番変わりますが、先ほど制度化されますということは、全国的に制度化されればそのように取り組んでいくということで、現在の段階では中程度では助成するっていうことは考えておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 前半の質問では、難聴とか聞こえにくいていうことが高齢者の方の生活にとっていろんな不便とか、鬱とか認知症の原因にもなるわけで、これは必要なものだと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えかということなんですけど。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 先ほどの答弁でもお答えしましたが、要介護認定を受ける段階で、調査項目の中でも聴力レベルの項目は1点しかございません。そこが、これは制度の話で冷たいというふうに言われるかもわかりませんが、1項目非常に不便があっても要支援認定が出ない可能性が高いというふうになっております。このことから、

制度的には何らかの支援というか、ほかの助けを得て自力で何とか頑張ってくださいということであると考えてますので、繰り返しになりますが、町としては生活支援、介護予防等について、これまでどおり重点的な施策を取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 冷たいと言えば冷たいのかなと。

できたら健康診断の中で聴力検査もやってるんでしょうか。中度、軽度の難聴の方がどれくらいおられるのかとか、生活にどれくらい不便を感じておられるのかとか、そういう実態をぜひ町で調べていただくという取り組みをしていただけたらと思うんですけども。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） ご指摘の件につきましては、特定健康診査あるいは高齢者健康診断におきましてデータを集めてデータを蓄積したいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 全国では、こういう支給制度をしている町もあるわけで、高齢者にも優しいまちづくりということで小豆島町でもぜひ積極的に、ほかがしてからというんじゃなくて取り組んでいただきたいと思います。

次、2番目です。

通学路の安全対策についてということで、通学路の安全確保は、交通安全、防犯、防災の観点からの対策が重要です。保護者、地域、警察、道路管理者など、関係機関と緊密な連携を図りながら安全教育などの実施が必要です。先ほど午前中にもお話ありましたが、全国で悲惨な事故が多く起こっている中で、小豆島町での取り組み状況をお尋ねしたいと思います。

1つ目は、今道路に面した危険なブロック塀撤去費支援事業が行われておりますけれども、件数など現在の現状等実態はどのようになっていますか。

2番目に、通学路の交通安全対策としてどのような施策を行っておりますか。また、歩道のない国道、県道の現状、対策、見通しについてお尋ねいたします。

3番目に、中学生、高校生は、自転車通学の生徒も多くいますが、自転車の安全な利用についての指導など、どのような取り組みをされているのでしょうか。また、万一事故が起きた場合に賠償の責任を果たさせるために、またさらに事故の被害者のためにも条例を制定し、保険の加入を義務づける自治体が増えております。香川では加入を努力義務としておりますが、生徒の自転車保険の加入についての実態、それから指導はどのようになっ

ているのかお尋ねをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、通学路の安全対策について3点のご質問がございました。

議員ご質問のとおり、通学路の安全確保に関しては、登下校時等の子供たちの大切な命を守る最善の対策を講じる必要があり、議員ご質問のとおり交通安全や防犯等のさまざまな観点から関係機関と緊密な連携を図る必要がございます。

先ほど森口議員のご質問でお答えのように、幼・保、小学校では、今回の事件、事故を受けて職員が危険箇所の再確認を行ったところであります。町としましても、子供たちの安全確保に向けてこれまで以上に細心の注意を払い、地域における安全・安心な暮らしの実現に向けて関係機関との連携を図りながら万全の対策をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

ご質問の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） まずは私のほうから、ご質問の1点目、民間危険ブロック塀等撤去支援事業につきまして説明をいたします。

この事業は、地震発生における危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するとともに、緊急輸送道路や避難経路の機能及び安全性を確保するため、道路に面した民間の危険ブロック塀等の撤去を行う所有者に対して補助金を交付するものであります。

要件としましては、高さ1.2メートル以上の危険ブロック塀と判定されたもので、16万円の補助を上限に事業費の5分の4を補助するものであります。受け付けは5月13日から行っておりまして、今年度の予算額、補助金ベースで320万円に対し、現時点で交付決定したのが18件、決定額の合計は216万2千円となっております。よって、残りは103万8千円ですので、約6件分のもとなっております。受け付け期間は来年の2月28日としておりますが、予算額に達した時点で受け付けを終了する予定でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 私のほうからは、2点目の通学路の交通安全対策についてお答えをいたします。

通学路の交通安全対策につきましては、毎年6月に通学路総点検を行っております。交通安全点検実施要領に沿って、小豆事務所道路課、小豆警察署交通課、町建設課、学校教

育課、住民課また学校関係者の参加のもと、小学校を対象に単年度1校の割合で通学路の安全点検を行っております。

手順といたしましては、各学校が作成している通学路マップ、これからあらかじめPTAや先生に危険箇所をピックアップいただき、現地調査により改善方法を検討しております。これまでの改善例といたしましては、牟礼病院前の交差点改良があります。これにより横断歩道の滞留場所が確保され、信号機もLED型に更新したため、児童の登下校がより安全なものになっております。

また、これとは別に毎年各自治会から出された要望により、カーブミラーや防護柵等の交通安全施設を設置することで地域の安全確保を図っております。

今後につきましてもこの事業を継続し、通学路の改善に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 同じく2点目のご質問の後段でございます国道、県道における歩道のない区間について説明いたします。

現在県は、国道及び県道の利用状況等を考慮し、順次歩道を含めた道路改良を行っております。町内で6区間において今年度の予算措置がされており、事業完了に向けて調査設計、用地交渉、事業実施を進めていると聞いております。家屋が密集しており、歩道確保が難しい区間もありますが、今後歩道確保に向けてベイリゾートホテルから一徳庵の区間で施工しているカラー舗装などの代替案も含めて県に要望していきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 私からは、3点目の中学校、高校の自転車通学についてお答えさせていただきます。

まず、小豆島中学校の自転車通学につきましては、校長の許可制ということになっておりまして、生徒の約60%が自転車で通学しております。当然ですが、自転車に乗る際には必ずヘルメットを着用して交通安全に努めること、それから交通ルールを遵守することを徹底しております。

それから、指導につきましては、登下校時に教員が立哨をして交通安全指導をしたり、部活動での交通指導、それから校外パトロールにおける安全指導とかもしております。

それからまた、自転車保険につきましては強制ではございませんが、香川県のPTA連絡協議会の自転車総合保険をご案内して、自転車事故などの不測の事態に備えて保険に加入するように促しております。

なお、中学校に確認したところ、保険の加入率は約 80%とのことでした。

次に、小豆島中央高校の自転車通学について高校に問い合わせしましたところ、登録制ということになっておりまして、生徒の約 40%が自転車通学の登録者になっているそうです。

高校においても保険の加入は任意のため、できるだけ保険に加入するよう促しておりますが、保険の加入率については把握してないということでした。

なお、日本スポーツ振興センターの災害共済につきましては、全ての中学生、高校生が加入してますので、登下校中や部活動での移動中の自転車事故も対象になっております。今後も自転車保険の加入を推進するとともに、交通ルールを遵守し、交通安全に努めるよう指導してまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 通学路の点検をされているということなんですけれども、通学路の隣接のブロック塀で危険な箇所とかそういうところは調査されているのでしょうか。今回の助成は通学路には限らないということなんですけれども、特に通学路の横のブロック塀でひびが入ってたりとか、そういうことも聞きます。その辺は把握をされているのかお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） まず、通学路についての定義でございますが、小学校であるとか中学校であるとかが指定している通学路というのはございません。ですから、一般的に通学路というのは、小学生、中学生が家から出て学校に到着するまでの間が一応通学路となっておりますので、例えば日本スポーツ振興センターの保険の対象になってくるのもそちらになってきます。ですから、児童・生徒が通る以外に一般の方、小さい子供さんからお年寄りまで全ての方が通られる道とか、そういうなんが全てがなってくるというので、あくまで子供さんだけの通学路だけということではないということをご理解していただきたいと思えます。

それから、点検については、前ブロック塀の事故があったと思うんですが、その後学校教育課の職員、それから教育児童室の職員で手分けしまして、各通学路と思われるところを、子供さんがよく通られるところについては急ぎ点検をして、地図に落として、学校のほうにもお話をさせていただきました。学校は学校で当然保護者とかの話聞いた上で、毎年通学路であるとか危険箇所については点検しておるんですが、それにあわせて危ないところはないかということをお話しております。

たちまちの措置としましては、仮に通学とか歩くところで、もし危険なブロック塀があるようでしたら危険にならない範囲で迂回をすとか、右側通行は必ずしもそこにブロック塀があるようでしたらそこだけ左側を通るとか、安全を確保した上での行動を指導するように学校には依頼しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） そういう箇所ってというのは、何カ所かあるんですか。具体的にここが危ないから迂回しなさいみたいなのところが何カ所かあるんでしょうか。

最初の危険ブロックの除去費の支援事業ですけれども、これはその持ち主からの申請で工事費に助成をすることなんですけれども、町としてここが危ないからぜひしてくださいみたいな、そういう指導ってというのはできないんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 先ほども申しましたが、あくまで通学路でありながら一般の道路とかそういうなんもあるので、県とか国からのそういう通知文の中にも若干関係あると触れておったんですが、それについてこちらが強制してお願いするものではないというふうにはなっております。ですので、学校とかを通じて、もし危険箇所があるようやったらそういうところについては、例えば保護者間で話をしてもらおうとか、そういう形での話になってくると思います。ですから、ここが危ないのでここをこうしてくれとかいう話を直接教育委員会から、例えば一般の方にお話ししていくことはございません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 通学路に限らず、道路脇に危険なブロック塀があったら誰でも危険だということなんですけど、今 18 件工事されているということなんですけれども、町としてここが危ないんじゃないかみたいなのところは把握をされているんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 建設課が行っている危険ブロックについての撤去上の支援事業につきましては、あくまでも本人申請っていうか所有者の申請ということです。

道路管理者として通行に歩く歩行者に対して危険な場所については、道路管理者が所有者に対してお願いをするということは可能かと思えます。ただ、それを強制的に何かっていう話になると難しいかなと思えます。そういう意味で、こういう支援事業に対しての補助があると。危険な箇所、クラック等が入ったり、控え壁がないとか、そういうふうなことを広報で載せて、そういうブロックについては助成をしますからということで撤去を促しているという状況にあります。今後、危険なブロック塀、こういう周知をしますので、

地区の方、自治会等がここが危ないんじゃないかという問い合わせも当然あるかと思いますが、そういったご意見を聞いて、対応できる部分については対応させていただきたいなと思います。ただ、所有者の要は権利としてやるかやらないかの判断はこちらではできないというところがあるかなと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 実際に子供が歩く横のブロックがあそこひびは入ってるよというふうな声も聞きますので、できる範囲で危険のないように、こういう取り組みも含めてしていただきたいと思います。

それと、自転車通学の問題ですけど、この間通学中の自転車の事故っていうのはあったんでしょうか。もしわかれば教えてください。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 中学校の関係でよろしいですか。

高校のほうは、ちょっと管轄外になりますのでわかりません。

中学校については、日本スポーツ振興センターとかの関係であれば教育委員会経由で上がってきますので、その間で言うと、ここしばらくはなかったかなあとと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 事故がないのはいいことなんですけれども、あと高校生も4割の人が登録されて、登録してる人がみんながみんな自転車で行ってるとは限らないんですけど、特に国道で歩道がまだできてないところが残っていると思うんですけども、その辺順次って言われたんですけども、どれぐらいあるんでしょうか。例えば、草壁から高校までの間で歩道のないところ。ないですか、ある。

高校が統合するときに、高校ができるまでには歩道をつくりますっていう話があったっていうふうなことを保護者の方から聞いたんですけども、まだ歩道がないところがあるということで心配をされている方もいるんですが、その辺どうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 例えば、草壁から高校までという区間が議員のほうから出ました。歩道がないとこ、ございます。当然平木のところの交差点からとかは歩道がありませんし、家屋が密集しているところについての用地、これが問題で、県としてもそれをどういうふうな改良をしていったらいいのかという検討をさせていただいていると聞いております。

実際のところ、高校ができるまでの歩道確保がという話が、私もちょうどPTAにおりましたのでその関係の情報とかは聞いたことがありまして、順次進めていくと。ただ、高校ができるまでに歩道確保というのはなかなか難しいという話をお伺いしております。県が全く動いてないというわけではなく、国道の歩道改良、これを重点的に取り組んでいただいているというのは事実ですし、今既に動いている箇所もございますので、いつまでということとはなかなか言えないんですけれども、用地協力が得られ次第行っていくというふうに聞いております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 特に生徒たちの交通安全について、また引き続き努力をお願いしたいと思います。

3番目の質問に行きます。

スクールソーシャルワーカーについてです。

今、子供の貧困や虐待など、子供をめぐる問題が多発しています。子供の家庭環境による問題に対処するため、学校や家庭、児童相談所、行政の福祉担当部署といった関係機関のつなぎ役となって情報提供や調整を行ったり、保護者や教員を支援したりするなどして問題解決の方法を探る福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの役割が重要です。中学校には配置されているとのことですが、その具体的な活動状況はどのようになっているのでしょうか。また、小学校にも配置すべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） スクールソーシャルワーカーについてのご質問に答弁いたします。

スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校、虐待、貧困などの事案を対象に、学校や日常生活における問題に直面する子供たちを支援する社会福祉の専門家のことで、子供本人だけでなく家族や友人、学校、地域など、周囲の環境に働きかけて問題解決を図るものです。専門の資格はございませんが、一般的に国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士などの資格が必要とされています。

一方でスクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格を有し、対象となる事案は同じですが、学校や日常生活の悩みや問題の相談を受け、心のケアを行っております。

本町では、県費のスクールカウンセラーを週1日、町費のスクールソーシャルワーカーを週1日、小豆島中学校に配置しております。主たる勤務場所は中学校ですが、各小学校の要請に応じて、実態としては小学校に出向いて、子供、保護者との面談や家庭訪問、対

象児童と学校のかかわり方について教職員へのアドバイスを行っております。また、必要に応じて健康づくり福祉課とも連携をとりながら、場合によっては警察への相談や子ども女性センターへの報告や相談を行いながら問題解決に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今現在週1回ということは、そのスクールソーシャルワーカーの方は、ほかの学校と兼務というかそういうことなんでしょうか、それともほかの仕事をしながら週1回来てるってということなんでしょうか。その学校に配置をされているということではないんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 県費のスクールカウンセラーが週1日、町費のスクールソーシャルワーカーが週1日ということで、週2日中学校のほうにいます。当然月の計画等で、この日は例えば池田小学校に行くとか、安田小学校に行くとかいうことで、1日の中で中学校、小学校に出向いて個々の事案に対応しているということでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） スクールソーシャルワーカーも、小学校にも行ってるんですか。

じゃあ、その人は小豆島町で専任でおられるということですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） スクールカウンセラーも、スクールソーシャルワーカーも島外の方です。県費で高松のほうから派遣を受けて週1日来ていただいております。町費のほうも島内でいうことでなくて、この方も高松のほうから週1日小豆島町に来てもらっているということです。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 週1日っていうのは、各学校それぞれに1日ではないんですか。

いいです。じゃあ、また詳しく聞きます。

時間がないので、最後の質問に行きたいと思います。

登下校の子供の荷物の軽量化についてです。

小・中学生が通学するときの荷物の重さは、子供の健康に悪影響を与えると懸念する声が出る中、文部科学省は昨年9月に全国の教育委員会などに対し、重量などに配慮するよ

う求める通知を出しています。

全国では、既に宿題に使わない教科書を学校に置いて帰る置き勉を認めたり、特定の日に持ち物が偏らないよう数日に分けて持ってくるよう指導したりしている学校があるということで、文科省通知ではこうした取り組みを紹介し、必要に応じ適切な配慮を求めています。

ランドセルメーカーが昨年、小学生の親子 2,000 組を対象に調べたところ、最も荷物が重い日は平均で約 4.7 キロあり、ランドセルの重さを含めると約 6 キロの荷物を背負っていたそうです。また、首などに何らかの痛みを訴える子供が約 3 割いたということです。保護者の方からも心配の声が寄せられています。本町での取り組みはどうなっているのかお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 登下校の荷物の軽量化についてのご質問に答弁いたします。

ご質問にあります文部科学省からの通知については、平成 30 年 9 月 7 日付で児童・生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡がございました。

通知内容は、児童・生徒の携行品の重さや量について改めて検討を行い、必要に応じて適切な配慮を講じるよう求めるものであり、各学校における実際の工夫例も記載されております。この通知を受けて、各学校に周知を行うとともに、各学校において実際の工夫例などを参考に登下校時の携行品の軽量化に配慮するよう依頼しております。

実際、現在各学校が行っている取り組みとして 4 つほどの例を申し上げます。

1 つ目は、体育の副読本や道徳の教科書、絵の具セットや書道セットなど、特に宿題等に関係のないものや家で必要のないものについては教室の棚等に置いておき、持ち帰らなくてもよいようにしています。

2 つ目は、月曜日に給食セット、歯磨きセット、体操服、上履き等の月曜セットを持つてくることが多いので、月曜日は他の荷物を持ってこないようにしています。また、月曜セットは金曜日に持ち帰ることが多いので、金曜日も同様に対応しております。

3 つ目は、雨の日について傘を差すことになるため、両腕が塞がらないよう荷物の持ち帰りを少なくしております。

最後に 4 つ目は、学期末についてですが、特に多くの荷物を持ち帰ることになりますので、計画的に数日前から少量ずつ持ち帰るように対応しております。

以上のように子供たちの負担軽減に配慮しておりますが、さらなる工夫があれば保護者の皆様のご意見も聞きながら改善してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 特に低学年の子は体も小さくって負担が大きいと思います。できたら実際に何キロぐらいの荷物を背負っているのか調べてみてもいいのではないかと思います。

ランドセルが重い、最近すごい軽量化してますけども重い場合もありますし、全国では軽い布製のナップサックのようなものを活用しているところもあるようです。子供たちの健康に配慮して、できるだけ負担にならないような取り組みを引き続きお願いしたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうからは、3問質問させていただきたいと思います。

当初4問通告いたしました、1問不許可になりましたので3問ということで時間配分考えておりましたが、いつも私が申しておりますとおり、答弁書をただ読むんじゃなく簡潔にお願いしたいと思います。時間がないので、ぜひお願いしたいと思います。

まず1問目、就任後1年経過しての成果はということです。

町長が就任して1年になります。今回の所信表明には、その重責を果たすべく町運営に奮闘してまいりました。引き続き初心を忘れず、粉骨砕身の努力を傾注してまいる所存であります。これ1年間を振り返っていうところがないんです。反省点はなかったのかどうか。

私1年間見ておりますと、無難に1年間終わったなと思います。可もなく不可もなくというふうなことだと思いますが、1年前やはり町民は変化を望んで選挙に1票入れていただいたと思っております。我々も変化を望んでおりましたが、この1年間何も変化がないというふうに私は感じております。執行部の皆さんは感じてないかもわかりませんが、町民も最近そういうふうな声が多く聞こえるようになってきました。

町長が就任当時から、人が集い、元気な町というふうなことを抱負として言われましたが、本当にこれ元気になりましたか、1年間。私は元気になってないと思います。現状維持やったと思います。また、マイナスになったような気もします。いろんな施策の方面、いろいろなマスコミ等の取り上げ等を見ましても、隣の町、土庄町とは大きな差が出てきました。マスコミに載るのがいいのかというんじゃないんです。もう少し町民が元気になるような施策ってことを、変化を望んでいたのに、そのあたりが何も成果として出てない

と。

もう一点、各種事業の効果検証、実施、やるべきことは大胆にやり、我慢すべきは丁寧に見直す、最少の経費で最大の効果、格好いい言葉ですけど、実際にどのあたりの事業の削減、検証結果の具体的なところ、どれぐらいの金額は削減できたか、検証できたか、そのあたりも具体的に数字があらわせるのであればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、町長に就任して1年の成果についてご質問いただきました。

答弁書を読ませていただきますが、ご容赦いただけたらと思います。

ご質問の趣旨は、行政改革と人が集い、元気な町の進捗状況の確認であると受けとめております。

まず、行財政改革の推進であります。昨年の10月に副町長を委員長として行財政改革推進委員会を庁内に設置し、町が実施している208の事務事業の点検、評価を実施いたしました。また、各種団体に助成している176の補助金についても助成効果等を検証したところでございます。

詳細につきましては、後ほど担当部長より説明させていただきますが、事業や補助金の効果等を中心に精査を重ね、その結果を平成31年度の予算に反映させてたところでございます。また、予算の編成に合わせまして中期財政計画の見直し作業を実施し、3月の全員協議会において報告させていただいたところでございます。

次に、新年度に入ってから取り組み状況でございますが、月に1回程度行革委員会を開催し、今後の組織のあり方について議論を重ねるとともに、歳入歳出予算の今後の方向性を定める集中改革プランの骨子を作成している段階にございます。今後の予定といたしましては、12月議会には関係する条例改正案を提案したいと考えており、それまでには議員の皆さんへの素案をお示し、相談したいと考えております。

次に、やるべきことの大胆な実行につきましては、医療の充実に向けた地域包括ケア病床の導入、また福祉避難所の整備や生活支援コーディネーターの充実など健康福祉のまちづくりを初め、地域防災計画の策定など、防災・減災対策の強化、第2期すくすく子育て応援アクションプランの策定に向けた取り組みなど、人が集い、元気な町の実現に向けて必要となる予算を盛り込んだところでございます。

最後に、まちづくりと行財政改革の推進につきましては、毎年度の予算編成を通じて実

施していくものでございまして、社会情勢の変化に対応しながら適宜、適切な見直しと実行が不可欠でございます。一步一步着実に進めていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

なお、行財政改革の実施状況の具体的な内容につきましては、担当部長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、私のほうからこれまでに進めてまいりました行財政改革の実施状況についてご説明を申し上げます。

まず、内部管理事務の見直しにつきまして、1つ目に特別職の職員の適正化ということで町長にもありましたけども、副町長を2名から1名にいたしました。また、各課の臨時職員の配置を見直しまして、7名の削減を実施いたしております。また、庁舎の移転が完了したことに伴いまして公用車の保有台数を134台から127台へと1年間で7台減少させております。令和3年度までには114台まで削減し、保有台数の適正化を図ってまいります。また、公共施設の見直しとしまして、先月の臨時議会におきましてご議決賜りましたけども、町内各所に借りておりました倉庫を1カ所集約するため片城に倉庫を購入し、倉庫の改修が完了次第、順次荷物を移していく予定にしております。

次に、事務事業及び補助金の見直しについてでございますが、これも町長の答弁にございましたが、平成31年度の予算編成の中で事務事業の点検評価を実施し、206事務事業、176補助金のうち縮小、廃止した事務事業が16件、また減額、廃止した補助金が35件となっております。

最後に、これも町長答弁の繰り返しになりますけども、現在行財政改革推進委員会において組織の再編、集中改革プランの策定を行っております。この集中改革プランと中期財政計画については毎年見直しを行い、今後におきましても住民サービスの向上と持続可能な財政運営の構築に向けて鋭意取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大川議員さんのほうから、行財政改革でどのぐらいの削減効果があったのかというご質問がございました。

平成31年度予算編成に向けて見直した事務事業のトータル効果、約6,200万円でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 私が質問の内容を簡潔に書き過ぎたので、1年間を振り返っての答弁は答弁書に当然なかった、町長読まれなかったんで、そのあたりはどう考えておいでますか。答弁書なしの生の声を聞かせていただきたい。

それからもう一点、これは直接この質問には関係ないかわかりませんが、1年間職員同士の笑顔は我々も感じますが、緊張感がないというふうに私も思いますし、町民の方も思っておられます。そのあたり、もっと緊張感を持ってやっていただきたい。

それから、何年も言い通しておりますが、元気がない、職員に。幹部の方も元気がないです。やはり元気を出して町政に当たっていただきたい。庁舎の中へ入ってきても、挨拶しても元気がないんです。町民を元気にするには執行部、職員が元気にならなければ元気なまちづくりはできないと思います。そのあたり町長の考えを。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 1年間を振り返ってというご指摘でございます。

私自身1年間を振り返って事務事業の見直し等々を行ってきたつもりでございます。また、必要なものは必要なものとして実施をいたしますし、不要なものは削減していくということで1年間取り組んでまいったと思っております。今後とも必要な事業を適宜適切な事業を実施していきたいというふうに考えております。当然十分じゃないところもあったとは思いますが、今後とも事務事業の見直しを含めながら、また社会情勢の変化を十分に見ながら事業を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、職員の中でございますが、笑顔はあるけど元気がないという話でございますが、今現在職員としての町長室にも決裁のときには必ず担当課長だけやなしに若手職員、起案した者を連れてこいというふうな指導もしております。そういった中で、職員と1対1で話す機会も増えてきておると思います。そういった中で、大川議員は元気がないとおっしゃいますが、結構私から見れば職員が元気になってきてるんじゃないかというふうに考えております。

また、挨拶がないというお話もございましたが、十分に挨拶はなされていると私は思っております。今後とも不備なところがありましたらご指摘いただいたら改善してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 町長には、元気があるのかもわかりませんが、町民、我々には元気がないです、実際。そのあたり町長にはいい顔しとんのかもわかりませんから、そのあたりはよく観察していただけたらと思います。

挨拶もできていません。基本はそれやと思いますから、よろしくをお願いします。

時間ありませんから、次に行きます。

2問目は、3問目と関連はすると思いますが、先ほども鍋谷議員のほうから質問が出ましたが、県道、国道の歩道の話、質問でしたが、私のほうは少し考え方が違う方向からということで質問したいと思います。

瀬戸芸春会期も終了しましたが、午前中も小豆島へも多くの観光客を迎え入れることができたというふうにお聞きしました。しかし、国道、県道を自転車で走る方がかなり多く増えております。確かに国道、県道、歩道を拡幅して自転車通行可という区域ができておりますが、西村の清水から鬼ヶ崎、あのあたりは立派な歩道ができております。そこには、自転車歩道通行可の標識が、ここからここまで、始点と終点しかついてないんです。途中から入ってきたサイクリストは、車道を走っとんです。わざわざ車道に、2年前でしたか、県がサイクリングコースとして道路上に青い線を描いてキロ数を表示しました。あの道路を走らなければならないというサイクリストが多いんです。実際にあの車道を走られますと、当然後ろにつく車は渋滞になります、中央線を越すことできませんから。そういったサイクリストが、かなり多く今回の瀬戸芸でも見られました。このあたり、もっと自転車歩道通行可の歩道に対しての、よくあります自転車のマーク、何カ所もつけていくべきじゃないですか。そしたら、サイクリストもその歩道を通っていただけるんです。そのあたり、これは町が単独でやるわけにはいきません。県の管轄なんで、県に強く申し入れていただきたいと思います。

平成29年12月に香川県知事が小豆島をサイクリングコースに設定しました。その当時に私も、その12月に一般質問で、もっと道路を整備してからコースに設定するべきじゃないかというふうなことを質問したと思います。その当時の町長の答弁が、島民が安全に通行できるよう道路改良などハード面の整備も積極的に県に要望するというふうな答弁をいただきました。あれ以降、国道、県道に関してどれぐらいの県に対して要望をしているのか、そのあたりを答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員の自歩道通行可の区域及び標識の造成について質問でございました。

自転車と歩行者が通行できる自転車歩道通行可の区域は、警察庁の定める交通規制基準に基づいて公安委員会が決定し、設置することとなります。標識等の造成につきましては、道路管理者と県と相談し、警察署とも協議してまいりたいと思います。

また、どれぐらいの状況で道路整備を要望してるかにつきましても、担当課長より答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうから、まず自転車歩道通行可、これの指定について説明いたします。

道路交通法では、自転車は車道を通行しなければならないとされておりますが、道路交通法第 63 条の 4 によりまして例外的に歩道を通行できるようとなっております。自転車歩道通行可の区域及び標識は、警察庁の定める交通規制基準、これに基づきまして香川県公安委員会が道路の供用に際し、必要に応じ自転車歩道通行可の交通規制の実施及び標識の設置を行うと聞いております。今後、道路管理者の県に対しまして自転車歩道通行可の基準を満たす歩道、これの道路改良、これを要望してまいります。

今までのどうだったかという質問があったんですが、今既に 6 区間において県は歩道改良を行っております。順次、用地協力ができるところからやっていくというふうに伺っておりますので、それに対して町といたしましては協力をしていきたいと思っております。

現道で基準を満たすが指定していない歩道、これもあろうかと思えます。これにつきましては警察と協議してまいりたいと思えます。

それと、サイクリングロードのことなんですが、小豆島一周サイクリングルート、これを表示しております、車道部分に。これにつきましては、対象とするものがロードバイクを利用したサイクリスト、これを対象にしておるということで、島内を一周するルート、これを表示したものということです。このサイクリストの走行につきましては、基本的に車道を想定しておりまして、自転車歩道通行可、これの歩道部分、これをここに表示をするとそこを通るという話になってきまして、逆に歩行者の安全性、これを確保するのが難しい可能性が出てきますので車道に表示していると県から伺っております。

また、自転車歩道通行可、この標識につきまして議員おっしゃるとおり起終点は標識ございます。あと、歩道の路面に表示、これもしているところはあるんですが、議員おっしゃるとおり途中から入ったらわからないところもあろうかと思えます。これにつきましては、議員のご意見を伺いまして警察署と協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7 番（大川新也君） 先ほど課長の答弁の 29 年のサイクリングロード設定のときのロードバイク専用というのは今初めて聞くんですけど、その当初はそういうような文言はなか

ったと思うんですけど、そういうふうになっとんですか、今は。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 専用というわけではございません。島内を1周する表示、こういうルートで何キロってという表示があろうかと思います。そういうルートを表示することでサイクリングをされている方、これに対してよりわかりやすい表示ということなので、決してサイクリスト、ロードバイクだけの表示ではないのは事実です。ただ、島内に来られてるロードバイクで来ている方が増えているのは事実でございます。ですので、そういったロードバイクを乗り入れているサイクリストに対して歩道部分を表示することがなかなか安全性が確保できないということがあろうかと思うので、先ほどの答弁をいたしました。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 要は、先ほどの鍋谷議員のときの話もありましたように、歩道を拡幅、今私が言よる広い歩道は、十分自転車が走れるぐらいの道路も広いんです。自転車が走れない歩道は、道路全体が狭いんです。そのあたりで国道路から安田、福田まで、そういったところを拡幅を早急に県に働きかけて行ってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3問目に参ります。

3問目に関しましては、本当は1件ずつお聞きするべきかと思いますが、この4件につきましては過去私が何度も一般質問しております。それ以降何ら変化もないし、途中で説明等もございましたが、松本町長になりまして町長の考えをお聞きしたいと思いますので、時間が少しありますので1点ずつ行きたいと思います。

まずは、午前中の質問の中にもあります草壁港付近の国道の拡幅。午前中の答弁では、平成23年に設計等を行い、27年から用地交渉、順調にいつてます。私の知る限りでは、昨年平成30年度に用地交渉の予算がつきましたので、至急用地交渉に入りますというようなことで、順調という言葉が私今のところ理解ができませんが、どのあたりまでいつてるか具体的にお聞きできたらと思います。

それからもう一点、草壁港の国道拡幅でザグザグ前が拡幅されておりますが、それから西が拡幅されてないため今ガードレールで柵をされて通れなくなってます。あのあたり通ったことあると思いますが、今草がたくさん生えてます。観光の島、瀬戸芸で観光客が草壁港はかなり来たと思いますが、あの草が生えたままでどこが草を清掃するのか、ひどいですよ、あそこ。いつまでも拡幅工事だからというふうなことではだめなんじゃないかと

と思いますが、そのあたりまず1点目、草壁港付近お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、これまでの一般質問で答弁した事項に関し、以降の進捗状況についてご質問いただきました。

まず、1点目につきましても、その他につきましても順次担当課長からその答弁をさせていただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 大川議員の1件目の質問ですが、草壁港の交差点の道路改良工事につきましては、森議員で質問がありまして説明したとおりでございますが、用地交渉につきましては用地協力が得られたということを知っております。ただ、物件の移転がまだ終わってないということで、交差点の角の物件で、これは除却終わってるということで、あとほかについて順次物件除却っていうか移転を行って行って、工事へ入れるところから今年度からやるということを知っております。

もう一点、交差点の草がという話です。

それ既に県が買収している箇所でございますので、県のほうに草刈り等の管理を早急に行ってもらおうよう、これも伝えていきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 無事買収は終了したんでしたらよかったと思いますが、そういったことも県が担当者が次々とかかわるから私らも名前もわかりませんが、定期的に報告をいただけたらなと思っておりますので、ぜひ県のほうにお願いしたいと思っております。

続きまして2問目、草壁港の埋め立てですが、一時企業誘致で何件か工場を建てるというふうなお話を聞いておりましたが、一向にしてそういうような動きがないというふうなことで、あれだけの大きな土地で何か県営の施設等を誘致するようなことはできないか。次の小高の跡地とも関連すると思っておりますが、いつまでもあのまま置いておくよりは県営の施設が小豆島に誘致できないか、県のほうに呼びかけてはいけないものかを知りたいと思っております。

草壁の埋め立てで先日は半分が竣工して商業用地というふうなことで、県有施設を建設することはまた問題があるかと思っておりますが、そういったことで有効に使うにはそういうふうなことも考えられるんじゃないかと思っておりますが、今の埋立地の現状を報告したいと思っております。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 内海港埋立地につきましては、内海港草壁地区港湾環境整備事業等において3月議会で議決をいただきました。新たに生じた土地、4.1ヘクタール、このうち東側の3.1ヘクタールを都市再開発用地、製造業地として県が整備することとしており、今年度は道路用地内において上水道工事、これを行い道路工事を実施するというふうに聞いております。

企業への投資計画等に関するアンケート調査で、用地取得の意向があった企業について県が投資計画に関するヒアリングや助成制度に関する説明を今現在行っていると伺っております。今後の売却手続により明らかになりましたら、議会に対しましてご報告させていただきたいと思っております。

また、県の施設を誘致したらどうかという意見につきましては、まずはこの企業用地としての位置づけで利用計画をしておりますので、まずそこを進めていくということで、県の施設用地につきましては今後県に対して話はさせていただきたいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） それぞれ町長が課長に全部任すということで、私は町長の気持ちが聞きたいんですけど、もう課長の答弁で構いませんが。

当分の間様子を見るということでもいいと思いますが、できたらそういうふうな施設を引っ張ってこれないかというのも、地域の活性化等も含めていけるんじゃないかと思っております。

次、3番目に参ります。

これも何年もじゃないですけど小高跡地の問題。当然、松本町長も当時県立高校の跡地の委員会の跡地利用何とか委員会に委員として行かれておりましたが、いまだかつて何の動きもございませんが、そのあたり私地元としても、あの広大な土地をあのままにしておくのかというふうな住民も思っております。私は特に思っております。幾ら行政なり町、県に言ってもどうにもならない、そんなところで何か打開策はないのかどうか、そのあたりをどういうふうに小高跡地に関しては考えておるのかお聞きしたいと思っておりますが、お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） まず、旧小豆島高校跡地についてなんですが、管理のほうの関係を先にご説明させていただきます。

現在、跡地の管理については、香川県の財産経営課というところが所管課として通常の

管理を行っておりまして、適宜小豆島中央高校の職員が除草とかの作業とかも行っておるところでございます。

あと、教育委員会関係では、教育大綱における跡地利用について中学校が高校跡地に移転する方向で協議を行うということもございましたが、これについては早い時期に教育民生常任委員会等で議員の皆様等のご意見をお伺いした上で総合教育会議を開催して検討したいというふうに考えております。

今現在、跡地の利用状況関係ですが、南グラウンドにおいては町と土地使用貸借契約を締結しており、少年野球等が練習等に利用をしております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） かわりばえのしない答弁なんですけども、構いません。

最後、これに関しましては、私これ平成22年から5回質問させていただいております。

旧高橋旅館が焼失して9年6カ月、10年が来ようとしています。何ら対応はしていただいております。空き家対策で強制執行いうふうなことも税金の投入になるから無理であると。また、持ち主がいろいろ問題のある人であるからなかなか話が持っていけない。そして、これ私は防護柵のこともお願いしたと思うんですけど、なかなか個人の土地に防護を検討をしても防護柵はできない。

これどうする考えか、このまま放っておくのか。当然自然ですから、樹木も生えてきます。草も生えてきます。風が吹きますと飛来物も飛んできます。そういうのは地元の間が処理しなければならないのかどうか、そのあたり大変周辺の方は困っております。いつまでもどうかならんか、どうかならんかいうだけで何も進展してないんです、これ。大きな問題です、これは。もし大きな事故が起きた場合、飛来物が飛んできて道路を走っている車にぶつかった場合、どうなるんですか。本当に切実な、これ特に神懸通りの住民の思いなんです。やはり何らかの解決策を早急に考えていただきたいと思いますが、枝が道路に出てきたら近くの方がはさみで切ってます。草が生えてきたら草刈り機で草を刈ってます。何も町、県は手を打ってくれません。そのあたり、あと5分ありますから十分に答弁をお願いしたい。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 旧高橋旅館の火災跡につきましてでございますが、これまで数回の質問をいただいております。

これまでいわゆる空家法の施行によります市町村の助言とか指導の権限の付与とか、同法に基づきます協議会組織での調査研究など、空き家に関する法律関係の変化や得られる

手段を活用しまして事態の進展を期待して取り組んでいるところでございますが、現在も成果を得ることができない状況でありまして、小豆島町が直接的に関与する段階にも至っておりません。

これまでも申し上げましたとおり、議員のご発言にもございましたけども、物件の事実上の所有者、これが反社会的勢力の構成員であること、それとこの除却費用、非常に高額な除却費用が見込まれておりますことから、本件課題の解決の大きな障害となっております。空家法の成立、各分野の知見をもってしても直ちに解決できない課題となっております。本件に対しましては継続的に取り組んでまいりますが、依然として期限を定め、解決をお約束できる環境にはございません。非常に申しわけないんですが、努力はしておりますが、大きく抜本的な解決に至るような事態にはまだ到達しておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） そしたら、樹木の伐採とか草刈り等はどこが管理したらいいんですか。これはあのまま放っておけばいいのかどうかの答弁と防護柵はできないのか、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 草とか枝の管理の問題ですけれども、これは高橋旅館に限らず非常に空き家、空き地、多ございます。これについては、本来であれば物件所有者の方が適正管理するところなんですけど、敷地外にはみ出してきた部分、これにつきましては隣地の所有者、切るなり、撤去するなりということは民法上認められておりますので、そういう対応が可能であります。

もう一点、防護柵の問題ですが、これは県道の所有者たる香川県と協議したんですけれども、類似の事案として防護柵をつくったような事例はあるようです。ただし、本件につきましては所有者のコンタクトが非常に困難な状況にありますので、防護柵を固定する物件への接続、これは非常に難しいという回答をいただいております。以前一般質問でもございますけれども、寒霞溪の景観配慮、そういった観点からの防護柵、非常に趣旨としては理解できるんですが、実践の段階で非常に困難であるという回答をいただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） わかりました。終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時25分とします。

休憩 午後 2 時 16 分

再開 午後 2 時 25 分

○議長（谷 康男君） 再開をします。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る裁判上の和解について）

○議長（谷 康男君） 日程第 4、報告第 3 号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第 3 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当室長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 収納対策室長。

○収納対策室長（川崎智文君） お手元の上程議案集の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

この報告第 3 号につきましては、相手方、XXXXXXXXXX、XXXX、同XXXXXXに対し、小豆島町奨学資金貸付金の返還に係る案件であります。

本年 4 月 3 日、借り受け人であるXXXXXX及び連帯保証人であるXXXXXXに対し、奨学資金貸付金滞納分につき兩名を債務者として支払い督促の申し立てを行ったところ、債務者兩名から適法な督促異議がなされ訴訟に移行したことは前回の議会において報告いたしましたとおりでございます。

当町といたしましては、早期の返済を求め公判に臨みましたが、5 月 20 日に行われました口頭弁論におきまして判事の調停あっせんにより 24 回にわたる分割納付が示されました。この判事による和解懇諭を受け入れることとし、訴訟費用を含む未収金 52 万 4,046 円につき毎月 5 日限りで 2 万 2 千円ずつで、最後の令和 3 年 5 月 5 日限りで 1 万 8,046 円の返済を受ける返済計画に合意いたしましたので、裁判上の和解を行った旨、ご報告させていただきます。以上です。

~~~~~

日程第 5 報告第 4 号 平成 3 0 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第4号平成30年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第4号平成30年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で議決いただきました平成30年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものでございます。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第4号平成30年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

この件につきましては、第1回定例会最終日におきましてご可決を賜りました平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして最終的な繰越額及びその財源内訳を記載した繰越計算書を調製いたしまして議会にご報告を申し上げるものでございます。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

事業名の欄に記載のとおり、15の事業について繰り越しを予定しておりましたが、10番目の単独県費道路改良事業につきましては、3月末に県のほうから未契約事業については県費補助の繰り越しは行わないとの方針が示されたため繰り越しを行わないことといたしましたので、14の事業を繰り越すこととしております。

14事業の翌年度繰越額の合計は1億9,087万6千円で、既収入特定財源は福田漁港高潮対策事業の起債前借り8万8千円のみ、未収入特定財源のうち国庫支出金は6つの事業で計5,366万4千円、県支出金は3つの事業で計2,554万3千円、地方債につきましては6つの事業で5,790万円となってございまして、この地方債につきましては、いずれも元利償還金の一定割合が普通交付税の基準財政需要額に算入される非常に有利な地方債を活用することとしております。

また、未収入特定財源のうちその他でございしますが、2番目の町勢要覧の作成事業につきましてはふるさとづくり基金繰入金、3番目の瀬戸内国際芸術祭推進事業につきましては地域振興基金繰入金、13番目の農地等災害復旧事業につきましては受益者分担金となっております。

なお、3番目の瀬戸内国際芸術祭推進事業、6番目の福田漁港高潮対策事業、9番目の道路維持修繕事業、11番目の都市下水路整備事業、12番目の苗羽地区防火水槽整備事業、13番目の農地等災害復旧事業につきましては、30年度内に予想以上に事業の進捗が図れましたので、翌年度繰越額が減額となっております。

繰越理由につきましては、補助金の追加内示によるもの、有利な地方債の確保や関係者との調整、現場精査などに不測の日数を要したものなど、第1回定例会にてご説明を申し上げたとおりでございます。以上、簡単ですが、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第49号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第49号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第49号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

工業標準化法の一部が改正され、法律名が産業標準化法に改正されることに伴い、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第49号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の6ページをお願いします。

本案につきましては、AI等の情報技術の革新が目覚ましく進み、企業の競争力の源泉はデータ、その分析方法、またこれらを活用した製品やビジネスモデルへ移り変わりつつあります。こうした状況の中で、不正競争防止法等の一部を改正する法律におきまして規格標準化の対象にデータ、サービス等を追加するため、その根拠法令である工業標準化法の名称を産業標準化法に改め、それにあわせて日本工業規格、いわゆるJIS規格を日本産業規格に名称を変更したため、新旧対照表のとおり小豆島町手数料条例別表中、注1、行政不服審査法関係手数料、改正前の下線部の「日本工業規格」を改正後の下線部のとおり「日本産業規格」に改正するものでございます。

なお、本町の条例におきまして日本工業規格が使われているのはこの2カ所だけでございますので、改正は本条例のみとなっております。

附則の施行日につきましては、産業標準化法の施行日と同じく令和元年7月1日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第50号 小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第50号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第50号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、災害援助資金の貸付利率、保証人及び償還方法について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 議案第50号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の8ページをお開き願います。

今回の改正は、先ほど町長が申しましたが、平成 30 年度の災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率、保証人及び償還方法について所要の改正を行うものでございます。

詳細は、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第 14 条、これは保証人及び利率を定めたものでございます。第 1 項で従来は保証人を立てることが必須となっておりましたが、貸し付けを受けようとする者において保証人を立てることを選択することができるようになっております。第 2 項は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合の据置期間は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3% から 1% に引き下げるものでございます。第 3 項は、保証人を立てた場合の保証人の保証債務を規定したものでございます。従前の保証債務から変更するところはございません。

第 15 条第 1 項は、従前からの償還方法に月賦償還を追加しております。第 3 項は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 8 条の削除に伴い条番号を整理したものでございます。

附則といたしまして施行期日を公布の日からとし、適用区分として改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 50 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 51 号 内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第 51 号内海庁舎解体撤去工事に係る工事請

負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 51 号内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 30 年 5 月から新庁舎に移転し全ての業務が開始したことに伴い、安田にございます内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第 51 号内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の 10 ページをお願いします。

本工事は、提案理由にありますように昨年 5 月より全ての業務を新庁舎で開始したことに伴い、内海庁舎を解体撤去するための工事で、1 ページの 6 にあります入札業者 10 社を指名し、5 月 31 日に入札を行っております。その結果、3 の契約の金額のとおり税込み 7,560 万円で 4 の契約の相手方のとおり、香川県小豆郡小豆島町安田甲 143 番地 36、有限会社大和建设代表取締役初鹿博司が落札いたしました。予定価格が 5 千万円以上の契約となりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページめくって 11 ページの概要書をご覧ください。

4 の工期は、町が指定する日から令和 2 年 1 月 31 日までとしています。5 の工事概要につきましては、内海庁舎、消防内海分署、またその他建物として自転車置き場等の解体撤去及び花壇やアスファルト舗装等の撤去でございます。6 の入札業者につきましては、先ほど申しました 10 社を指名いたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口議員。

○13 番（浜口 勇君） これは撤去いたしますと、要するに普通我々が知っとんは花崗土を敷いて、きれいな花崗土の土地になるんでしょうか。というんは、ここにいろいろ町民憲章とか、それから ATM とか公衆電話、これにあったと思うんですけど、こんなも全部、キュービクルがあるな、屋上にある。こんなも全部のけて、要するに花崗土を敷

いたきれいな土地になるということで、そう思ったらよろしいんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） おっしゃるとおり、きれいな更地になるということでございます。

それで、石彫につきましては、もう既に少しずつ撤去工事に先駆けて動かしているのはご覧いただいたかと思いますが、町民憲章のほうにつきましては内海運動公園の端のほうに動かすことになってます。石彫については、ほかの石彫も一部吉田のオートキャンプ場に既に動かしてるものがありますので、石彫については吉田のオートキャンプ場のほうに移す予定にしております。

いずれにしても、舗装なんかもできるだけ剥いで更地の状態にするということで、当然ATMも動かしますし、キュービクルは屋上にあるもんですから当然廃棄するようになります。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 11ページの4番の工期、町の指定する日はいつですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議会の議決をいただいた日でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ということは今日ですね。今日からということですね。

花壇のところ、重機が入って工事してました。それは当然大和建设でしょうけど、それは構わんですか。まだ今日承認得られるかどうかわからんのに、花壇のあたりを重機でユンボで、小さなやつですけどやりましたけど、え、何しよんかなと思うんですけど、そのあたりはいいんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 浜口議員さんのご質問にお答えしたとおり、町民憲章とか石彫については別工事で先に移す工事をしてますので、それについては先ほど申しましたように、はい。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） これ花壇入ってますやん、工事概要に。あれは石彫を動かしたん。その辺はわからんですけど。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） これ花壇入ってますけども、石積みの花壇を撤去するという

ことが入ってます。石彫の移設については別工事で動かすようにしています。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。森議員。

○9番（森 崇君） 花壇なんですけど、フェニックスとかオリーブとかあるんですけど、それも捨てるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 基本的に撤去します。ただ、オリーブについては本町の取り組み上、非常に考慮したところなんですけども、結構オリーブ大きくなってまして、根回しして持っていったらこうかなあと思ったんですけど、それについて1本何十万円もお金かかるということで、残念ながらそれも撤去することになっています。ただ、切ってそのまま捨てるのもあれなんで、今の予定ではオリーブ公園等に引き取っていただいて、何かの加工品にさせていただこうかなと思ってます。

今の思いでは、オリーブの撤去は最終にして12月か11月の末の早いうち、収穫ができてから伐採をできればなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第52号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第52号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に係る工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第52号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その7）に

係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 30 年第 2 回小豆島町議会臨時会においてご議決をいただきました工事請負契約の一部を変更することについて、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出するものでございます。

変更契約の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第 52 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 7）に係る工事請負契約の変更につきましてご説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

上程議案集 13 ページをお開きください。

1、契約の目的、植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 7）の変更契約でございます。3、契約の金額は、変更前の当初請負契約金額は税込みで 1 億 476 万円、変更後の金額は 1 億 1,193 万 4,440 円、717 万 4,440 円の増となっております。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町安田甲 143 番地 36、有限会社大和建设代表取締役初鹿博司でございます。

14 ページの変更概要書をお開きください。

4 の工期につきましては、平成 30 年 10 月 31 日から令和元年 7 月 10 日までで、変更はございません。5、変更の概要について説明いたします。施工延長の変更はございません。仮設工といたしまして、隣接する家屋の影響で計画した矢板の長さでは施工ができなかったため、短い矢板 2 本をつないで施工したことと、家屋に影響が出る箇所については矢板の引き抜きを行わなかったことにより変更となりました。マンホールにつきましては当初設計では計上していませんでしたが、管理上必要と判断し、2 カ所設けております。舗装復旧工につきましては現場精査によるものでございます。排水構造物復旧工では、既設の道路側溝が古く、仮設矢板施工時にクラック等が入ったため、当初設計でなかった撤去及び復旧費を計上いたしました。運搬費につきましては、矢板を打ち込む機械が予定した場所では確保できなかったため、ほかで段取りしたことによる計上でございます。借地代につきましては、施工期間中の駐車スペース、これを確保するためのものでございます。当工事につきましては、施工区間の道路幅員が 2.2 メーターと狭いところに掘削幅、これが約 1.8 メーターと非常に施工が難しい工事でありましたので、実施によりご説明した変更が生じたものでございます。

次に、15 ページ、位置図をご覧ください。

中央のピンク色につきましては、国道 436 号でございます。図面上が橋方面で、右側に図書館、牟礼病院がございます。工事区間につきましては、国道から高橋商店裏の赤色の部分でございます。施工延長 83.47 メートルでございます。

今後の予定につきましては緑の区間で、今年度の施工は今回の終点から八木石油の手前までとしておりまして、来年度に終点の水路までを施工して、植松都市下水路再整備事業は完了となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7 番（大川新也君） これ昨年に入札して落札したわけなんで、私は余り入札のこと、わからないんですけど、七百万円も増額された場合、入札額をかなり上回ると単純に計算したらなるんですけど、どこの業者がやってもこういうふうなことが後から出てきて増額せざるを得ないというふうな判断でいいのかどうか。当然 700 万円もオーバーすると素人考えで、こんなやつたら後で何ぼでも出てきたら、それ増額したら入札金額は一体何やったんかなとなるんですけど、要はほかの業者がしてもこれが出てきたことかどうか、業者によって辛抱して入札の金額でやれるものなのかどうか、そのあたりを教えてください。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 当初設計に見ていない部分の変更額、これが大きいのではないかとご指摘だと思います。

先ほど最後のほうで私説明したとおり、道路幅員が 2.2 メーターのところは 1.8 メーターの掘削をするということで、非常に残りの部分が余裕が少ないところがございます。水路の影響でクラック入ってやり直したというところとか、家屋がちょうど屋根のひさしが出ているとか、そういったことで当初の設計で見ていたもの以上の変更点、これがあつたのが事実でございます。ですので、ほかの業者がやったとしても私は変わらなかったのではないかなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 52 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 7）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 53 号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 10、議案第 53 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 53 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は 1 億 615 万 8 千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費 1,372 万円、民生費 177 万 2 千円、衛生費 80 万円、農林水産業費 3 万円、商工費 4,754 万円、土木費 3,931 万 3 千円、消防費 223 万 3 千円、教育費 75 万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 53 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

議案書の 16 ページをお願いいたします。

第 1 回定例会におきまして、平成 31 年度の各会計予算をご議決いただいたところでございますが、ご存じのとおり元号を改める政令の施行に伴いまして、本年 5 月 1 日から元号が平成から令和に改められました。つきましては、議案の冒頭に記載のとおり、今回の一般会計補正予算（第 2 号）を始めまして、特別会計等も含めまして当年度中にご提案する全ての補正予算につきまして、平成 31 年度を令和元年度に改めさせていただきます。

議案のほうに参ります。

まず、第 1 条は歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 615 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 98 億 7,675 万 9 千円とするものでございます。

第 2 条は地方債の変更でございます。

19 ページの地方債補正をご覧ください。

こちらは、片城ポンプ場のディーゼルエンジン及び周辺機器の修繕が必要となったため、都市下水路建設事業の起債限度額を 100 万円増額の 1 億 2,810 万円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）説明書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

15 款国庫支出金、2 項 6 目 2 節住宅費補助金 1,282 万 3 千円でございます。こちらは、公営住宅岩谷団地の外壁改修事業に対して社会資本整備総合交付金の内示がございましたので、これを受け入れるものでございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

同じく 8 目 1 節消防費補助金 74 万 4 千円でございますが、こちらは小豆島町消防団 6 分団 7 屯所への A E D 配備に対して、平成 30 年度の国の 2 次補正に計上されました消防団設備整備費補助金の内示がございましたので、受け入れるものでございます。補助率は 3 分の 1 です。

同じく 3 項委託金、2 目 1 節社会福祉費委託金 16 万 2 千円でございますが、こちらは国民年金法及び施行令の一部改正に伴う電算システムの改修費に対して、国民年金事務取扱委託金が 100% 交付されるものでございます。

次に、16 款県支出金、2 項 1 目 1 節総務管理費補助金 360 万円でございます。説明欄 1 の市町地域づくりモデル事業費補助金 350 万円につきましては、当初予算に歳出を計上しております N P O 法人トティエの移住・定住促進対策事業委託料に対して 2 分の 1 の県補助金の内示がございましたので、これを受け入れるものでございます。説明欄 2 の家具類転倒防止対策促進事業補助金 10 万円につきましては、地震被害の軽減を目的としたモデル事業として香川県が各市町 10 世帯、1 世帯当たり上限 1 万円の家具類転倒防止器具の購入助成制度を創設したことに伴いまして補助金を受け入れるものでございます。

同じく 4 目 1 節農業費補助金 3 万円でございます。こちらは、経営所得安定対策推進事業費補助金について当初予算を上回る割り当て内示がございましたので、差額分を計上したものでございます。補助率は 100% でございます。

同じく 7 目 1 節小学校費補助金 50 万円につきましては、来年度から小学校の 5、6 年生の英語教科化の実施に向けて英語に親しむ環境づくりを進めるモデル校に星城小学校が内定を受けましたので、教材等の購入に対する補助金を受け入れるものでございます。補

助率は3分の2でございます。

3項1目3節選挙費委託金1,200万円の減につきましては、本年4月7日に執行されました香川県議会議員選挙が小豆郡では無投票となったため、県からの委託金を減額するものでございます。

次に、19款繰入金ですが、1項4目1節庁舎整備基金繰入金432万円につきましては、電波障害によるふぐあいが発生しております防災行政無線神浦子局移設事業の財源として、また5目1節ふるさとづくり基金繰入金148万9千円は、消防団屯所へのAED配備事業の財源として、また6目1節過疎地域自立促進特別事業基金繰入金410万円は、日本遺産認定に伴います各種事業の財源として、また9目1節サン・オリーブ大規模修繕等準備基金繰入金161万円は、サン・オリーブ温浴施設内の水風呂冷却用の熱交換器を修繕する財源としてそれぞれ基金を活用するものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけましての20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金5,628万円でございます。こちらは、今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

次に、21款諸収入、3項1目6節日本遺産推進協議会貸付金返還金1千万円でございます。こちらは、日本遺産の認定に伴いまして、2市2町で構成する瀬戸内備讃諸島日本遺産推進協議会が国から4千万円の補助金を受けて今年度の各種事業に取り組んでいくこととなりましたが、補助金の交付時期が年度末になることから協議会自体にはたちまち事業の実施財源がございません。このため2市2町がそれぞれ1千万円を貸し付け、国の補助金が交付され次第こちらで返還いただくこととしたものでございます。

同じく5項1目3節雑入2,150万円でございます。説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成金2,130万円は、平木地区の太鼓台改修に250万円、福田地区のみこし改修に180万円、神浦地区自主防災会の防災資機材の購入に200万円、日方地区のコミュニティセンター建築に1,500万円のコミュニティ助成金の内示がございましたので、これを受け入れるものでございます。説明欄2の石の文化クルージング参加者負担金20万円につきましては、日本遺産の認定を受けまして、小豆島町独自の事業として町民の皆様には日本遺産を構成する貴重な文化遺産、また関係する島々を知っていただくことを目的にクルージングツアーを計画しておりまして、施設入館料の2分の1と昼食代相当額を参加者の皆様にご負担いただくものでございます。

歳入の最後ですが、22款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、片城ポンプ場の機器修繕の財源として合併特例事業債100万円を計上したもので

ございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、2 款総務費、1 項 7 目企画費、19 節負担金補助及び交付金の 1,930 万円でございます。こちらは、自治総合センターから受け入れたコミュニティ助成金をそれぞれ事業を実施する自治会等に交付するものでございます。内訳は歳入のところでも申しましたが、平木地区の太鼓台改修に 250 万円、福田地区のみこし修繕に 180 万円、日方地区のコミュニティセンター建築に 1,500 万円でございます。

なお、当初予算に歳出のほうで計上しておりました NPO 法人トティエへの移住・定住促進対策事業委託料に対して県からの市町地域づくりモデル事業費補助金 350 万円を獲得できましたので、この目の中で財源更正もあわせて行っております。

同じく 10 目自治振興費、19 節負担金補助及び交付金の 200 万円ですが、こちらの自治総合センターから受け入れたコミュニティ助成金を神浦地区自主防災会の防災資機材の購入に対して交付するものでございます。

同じく 13 目防災諸費の 442 万円でございます。13 節委託料の 432 万円は、電波障害によるふぐあいが発生しております防災行政無線神浦子局の移設に係る委託料、19 節負担金補助及び交付金の 10 万円は、地震等による人的被害軽減のためのモデル事業として新たに香川県が創設した家具類転倒防止器具の購入に対する補助金を計上したものでございます。

次に、4 項 3 目香川県議会議員選挙費 1,200 万円の減につきましては、本年 4 月 7 日に執行されました香川県議会議員選挙が無投票となりましたので、執行経費を皆減とするものでございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、11 節需用費の 161 万円でございます。こちらは、サン・オリーブ温浴施設の水風呂冷却装置の修繕料でございます。

ページ下段から次のページにかけての 4 目国民年金費、13 節委託料の 16 万 2 千円につきましては、国民年金法及び施行令の一部改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

次に、4 款衛生費、1 項 4 目環境保全費、19 節負担金補助及び交付金の 80 万円ですが、こちらは申請件数の増加によりまして住宅用太陽光発電設備設置整備事業補助金を増額計上したものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項 6 目 19 節負担金補助及び交付金 3 万円でございます。

こちらは、県補助金の割り当て内示の増額分を小豆島町地域農業再生協議会への事務費補助金として交付するものでございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金3,324万円でございます。こちらは、岬の分教場保存会、小豆島ふるさと村公社及び小豆島オリーブ公園から平成30年度末に寄付がございましたので、それぞれ説明欄記載の基金に積み立てを行うものでございます。

同じく6目日本遺産推進費の1,430万円でございます。これは、本年5月20日に瀬戸内備讃諸島の石の文化が日本遺産に認定されたことに伴いまして、天狗岩丁場のマップ改定や関係する島々をめぐる石の文化クルージングなど、小豆島町単独の事業経費として11節需用費から14節使用料及び賃借料まで計100万円を計上したほか、2市2町で構成する瀬戸内備讃諸島日本遺産推進協議会が国の補助を受けて実施する事業のうち、補助残部分及び一部単独事業部分の財源として19節負担金補助及び交付金に同協議会への負担金330万円を計上したところでございます。

また、国庫補助金が交付されるまでの同協議会の事業財源として2市2町がそれぞれ1千万円ずつを同協議会に貸し付けることといたしましたので、21節貸付金に1千万円を計上したところでございます。

なお、この1千万円につきましては、歳入でご説明したとおり年度末に国庫補助金が交付され次第、2市2町にそれぞれ返還されることとなっております。

次に、8款土木費、4項1目港湾管理費、11節需用費の125万円でございます。こちらは、二面地区の陸閘1カ所が老朽化により開閉困難となったことから修繕料を計上したものでございます。

ページ下段から次のページにかけての5項1目住宅管理費の3,670万円でございます。こちらは、平成25年度に策定いたしました長寿命化計画に基づきまして公営住宅岩谷団地外壁改修事業の国庫補助申請をしておりましたが、このたび内示がございましたので工事管理委託料及び工事費を計上したものでございます。

同じく6項2目都市下水路管理費、11節需用費の136万3千円でございます。こちらは、片城ポンプ場のディーゼルエンジン及び周辺機器に故障が発生したため、台風シーズンを控えて緊急修繕を行うものでございます。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費、18節備品購入費の223万3千円でございます。こちらは、平成30年度の国の2次補正に盛り込まれた補助金を活用いたしまして、町内消防団6分団、中山、二面、三都、西村、坂手、福田の各分団の屯所計7カ所にA E

Dを配備するものでございます。

最後に、10款教育費、2項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の75万円でございます。こちらは、来年度からの小学校5、6年生の英語教科化の実施に向けまして英語教育環境づくりのモデル校に星城小学校が内定を受けたため、同小学校が購入する教材等の購入に対する補助金を交付するものでございます。以上、歳入歳出の補正合計は1億615万8千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 岩谷の団地の件でお尋ねしたいんですが、今回補修ということでございますが、ここの……。

○議長（谷 康男君） 藤井議員、マイク。

○5番（藤井孝博君） 入居状況の回転率といいますか、固定化したものか。

それと、全部でこの前の一度お話では6戸ほど入居してるとかいうことを聞いたんですが、何戸のうち6戸入っているか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 6戸ありまして、6軒とも入っております、入居しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 固定化しているのか、それともある程度回転はしているんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 固定しております。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 9ページの家具類転倒防止対策促進事業補助金、これはどういう形で実行されるんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） どのような形で配布されるかというご質問ですか。

見てのとおり10万円ということで、1件1万円で10件分の補助しかございません。あくまでも今回県の補助ですけれども、モデル的にやってみるということでやっております。恐らく県の考えとしては、これで呼び水として今後町が単独でも補助をつけたらいいのかなというような考えやと思います。

実際にどこでやるかという、10件ぐらいどこかの自治会がとっていただいでやっていた

だいたらいいんですけども、この促進事業の中で補助金を1万円出すっていう事業なんですけども、そのほかにサポート制度事業というのがありまして、一般のご家庭の方、どこにこの転倒防止のものをつけたらいいのかわからないと、その場合に防災士というのがありまして、防災士がつけるところを指導に行くというような制度もセットになってますので、今の予算の中に防災士3名分新規の予算で上げてますので、それがどこの方が手を挙げていただけるかわからんですけども、どっかの地区の方でそれへ手を挙げていただければ、そこの地区の方にお願いしようかなということで現在は考えております。どうしても防災士に手を挙げていただけたら、またそれなりに自治会全体にお声をかけて、ある程度まとまった地区でお願いができればと予定をしております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） まず、13ページのAEDの関係ですけど、私これ前回一般質問したと思うんですけど、屯所に7カ所置くと、設置するというんで私が質問したときの回答が、消防団員は救急の講習を受けているからというふうなことで屯所に置くんやということなんですけど、屯所は常時人はいません。消防団員の方は、各仕事に勤務されてます。幾ら屯所に置いても消防団員がいない限り、無用の長物になると思います。私が前回質問に言ったように、早急に公民館に置くべきではないかと、繰り返しになりますけど。そのあたり、今回予算これ置きますけど、どう考えて屯所がええと、さっき言うたようなことなんでしょうけど、実際どうなると思います、これ。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 前回、たしか一般質問で公民館にということでご質問いただいて、そのときも答弁したと思うんですけども、公民館に置かせていただくと、夜間、それから日曜日、祝日、施錠されております。その点、屯所ですと全屯所のうちひよっとして鍵をかけているところがあるのかもわかりませんが、私の知り得る限りでは屯所っていうのは普通すぐに出動できるように鍵はかけずにおるものでございますので、当然屯所には人常時おりませんが、屯所であれば皆さんそれをご存じであれば24時間取りに行けるということが屯所を選ばせていただいた大きな要因でございます。

それで、別に屯所と公民館と両方置いたらええやないかという話で、予算の限りがあれば置いたらいいと思いますけども、今回これ屯所にしましたのも一つはそういうことで屯所が24時間あくということ、それからこの補助自体が消防団の緊急救助用具という補助を使っていますので、その辺のことが大きくあります。仮にこの補助を使って無理やりで

も公民館に置いたとしても、5年もすれば全部やりかえる時期が来ますので、余りにも今補助があるかといって数限りなく置くというのもちょっと考え物やと思いますので、AEDのことでございますから、できる限り24時間手の届くところに、効率のいいところに補助を使って置いていくのが最良かなと思って今のところ屯所を選ばせていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、請願第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願については、会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することとなっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、この審査報告は明日6月20日の本会議にお願いをいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は明日6月20日木曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時22分